

鳥取県国民保護計画

作成：平成17年7月

変更：平成29年6月

鳥 取 県

www.pref.tottori.lg.jp

はじめに

この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、単に「法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という。）等の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、鳥取県内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

県は、市町村及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、リーダーの勇気ある指揮のもと、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解してもらい、自主的に必要な協力をお願いします。

国民保護に関する基本の方針

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

1 基本人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下の平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

(2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条
	物資の売渡しの要請等	法第81条
	医療の実施の要請等	法第85条

社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第102条
	警戒区域の設定	法第114条
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法第108条
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第125条

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること（法第82条）
	応急公用負担に関すること（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること（法第85条第1項・第2項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1項・第2項）
不服申立てに関すること（法第6条、第175条）	
訴訟に関すること（法第6条、第175条）	

※ 県は、これらの手続に関連する文書について鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づき設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長します。

3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法第7条）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

4 国民に対する情報提供（法第8条）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

5 関係機関相互の連携協力の確保

県は平素から、国、市町村及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

6 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

国民保護措置を行う人の安全の確保

1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。(事態対処法第17条)

2 安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。（法第22条）

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、法第79条
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力をすることです。

3 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

次を参照してください。

- (1) 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1) 武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
- (2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ) 生活関連等施設の安全確保

この計画の対象とする事態

弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（L I C）などの「新たな脅威」が高まつており、この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。

他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生起する可能性は低下していると思われますが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。

この計画の使用に当たって

大規模なテロにおいては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用してください。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ主動的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画についても、隨時必要な修正を行っていきます。

用語集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、次のとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	市町村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法第52条
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法第119条(「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない)

2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	県	鳥取県	
2	公安委員会	鳥取県公安委員会	
3	警察本部	鳥取県警察本部	
4	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
5	国対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法第10条、事態対処法第23条
6	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
7	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
8	市町村対策本部	市町村国民保護対策本部	法第27条
9	県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法第183条
10	市町村緊急対策本部	市町村緊急対処事態対策本部	法第183条
11	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
12	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条
13	受入本部	避難先で避難する主体	
14	国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法第11条
15	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法第28条
16	市町村対策本部長	市町村国民保護対策本部長	法第28条
17	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
18	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の國の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
19	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
20	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聞いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
21	陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
24	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
25	NTT西日本	西日本電信電話株式会社	
26	NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
27	NTTトコモ中国	株式会社NTTドコモ中国支社	

番号	用語等	定義	備考
28	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
29	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
30	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
31	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
32	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
33	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
34	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
35	山陰放送	株式会社山陰放送	
36	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
37	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
38	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
39	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	
40	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
41	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
42	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)	
4	災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
5	買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)	
6	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
7	自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
8	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
10	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	
11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	
12	生物兵器禁止法	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第104号)	
13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律(平成7年法律第65号)	
14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定義	備考
1	知事	鳥取県知事	
2	ゲリラ	不正規軍の要員	
3	特殊部隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
5	対処基本方針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊急対処事態 対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第22条
7	基本指針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
8	国民保護計画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第34条
9	市町村 国民保護計画	市町村の国民の保護に関する計画	法第35条

番号	用語等	定義	備考
10	国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
11	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
12	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
13	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
14	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
15	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
16	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法第139条
17	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法第141条
18	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
19	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
20	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置(国民保護のための措置)	法第2条では「国民の保護のための措置」
22	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
23	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
24	情報要求	この時点で必要とされる情報	
25	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
26	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条。「被災住民」は使用しない
27	避難住民等	避難住民及び被災者	
28	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
29	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
30	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
31	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事が提供する施設	法第75条
32	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあつた金銭又は物品	
33	自主防災組織	災対法第5条第2項の自主防災組織	法第4条と同じ
34	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条と同じ

番号	用語等	定義	備考
35	CATV事業者	放送法施行規則(昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号) 第2条第6号の有線テレビジョン放送事業者	
36	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
37	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
38	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法第81条では「救援の実施に必要な物
39	特定物資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
40	医薬品	医薬品医療機器等法第2条第1項の医薬品	法第92条
41	医療機器	医薬品医療機器等法第2条第4項の医療機器	法第92条
42	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法第99条
43	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法第102条
44	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法第103条
45	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴つて原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条
46	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法第105条
47	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法第106条
48	避難経路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
49	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
50	関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
51	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	
52	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	
53	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの	災対法第49条の10 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府作成)
54	避難退域時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	
55	簡易除染	身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において簡単に実施することできる簡易な除染	

目 次

本 冊

はじめに はじめに-1

国民保護に関する基本の方針
国民保護措置を行う人の安全の確保
この計画の対象とする事態
この計画の使用に当たって

用語集 用語集-1

計 画 本 文

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態	1
(1) 武力攻撃事態等の想定		
(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例		
(3) 各事態における避難方法と避難住民数		
2 国民保護実施の体制	8
3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響	8
(1) 地形		
(2) 気象		
(3) 交通		
4 国民保護実施に必要な情報	10

第2章 国民保護措置の概要

1 方針	11
2 実施要領	11
(1) 段階区分		
(2) 避難		
(3) 救援		
(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化		
(5) 国民生活の安定に関する措置		
3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料	22

目次

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務 23
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
(7) 総合調整機能	
2 県、市町村の事務の委託 33
(1) 事務の委託	
(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力	
3 事務の代行 33

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援 34
(1) 補給	
(2) 補給支援組織の構成	
(3) 補給品	
(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保	
2 運送 37
(1) 運送の一般的要領	
(2) 運送手段	
(3) 運送能力の概算	
(4) 運送必要量の概算	
(5) 運送に関する計画	
(6) 運送の実施	
(7) 避難行動要支援者の運送	
3 衛生 42
(1) 衛生支援組織の構成	
(2) 治療、搬送	
(3) 防疫	
(4) 医療の確保	
(5) 健康管理	
(6) 廃棄物処理業の許可の特例	
4 施設 45
(1) 建物	
(2) 土地	
(3) 避難施設の指定、管理	
(4) 復旧等	
5 財政措置等 50
(1) 予算	
(2) 財務会計に関する事項	
(3) 公的徴収金の減免措置	
(4) 損失補償等	
(5) 損害補償	
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等	

目次

6 備蓄、救援物資 53
(1) 備蓄	
(2) 救援物資の取扱い	
7 人に関すること 54
(1) 職員の派遣とあっせん	
(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い	
8 国及び関係機関との連携 56
(1) 応援要請	
(2) 国との連携	
(3) 警察との連携	
(4) 消防との連携	
(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請	
(6) 他の都道府県知事等への応援要求等	
(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等	
(8) 市町村への応援	
(9) 相互応援協定の整備	
9 情報の提供と相談窓口 61
(1) 実施要領	
(2) 情報の提供	
(3) 相談窓口	
(4) 実施体制	

第5章 国民保護対策本部等、通信

1 県対策本部等 63
(1) 組織	
(2) 県対策本部の所掌事務	
(3) 県対策本部の設置	
(4) 位置	
(5) 県対策本部長の権限	
(6) 県現地対策本部	
(7) 予備対策本部	
(8) 県対策本部の運営及び警戒	
(9) 県対策本部の移転	
(10) 現地調整所	
2 職員等の活動体制 70
(1) 県職員の配備体制基準	
(2) 県職員の動員計画	
3 市町村の対策本部等 74
(1) 市町村の対策本部	
(2) 関係機関	
(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携	
4 県緊急対策本部 74
5 通信 74
(1) 通信連絡の系統図	
(2) 通信運用	
(3) 通信組織の構成、維持、運営	
(4) 通常時の情報伝達手段	
(5) 非常通信	

第6章 その他

1 県民、事業所等の協力等 80
(1) 県民の協力	
(2) 公共的団体の取組	
(3) 県民に期待する取組	
(4) 自主防災組織等に期待する取組	
(5) 事業所等に期待する取組	
2 普及啓発 83
(1) 住民への啓発	
(2) 自主防災組織への支援	
(3) ボランティアへの支援	
(4) 啓発の手段	
3 国民保護訓練等 86
(1) 訓練の目的	
(2) 訓練の実施	
(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項	
(4) 各機関の実施すべき訓練	
(5) 職員の教育	
4 文化財の保護 89
(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行	
5 赤十字標章等及び特殊標章等 89
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	
(2) 赤十字標章等及び特殊標章等	
(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	

別紙第1 「情報計画」

1 構想 1-1
(1) 方針、実施要領	
(2) 情報活動の過程	
(3) 情報収集体制の整備	
2 各部局等の役割及び情報の要求・要請 1-3
(1) 各部局等の役割	
(2) 情報収集系統	
(3) 安否情報、被災情報の報告・伝達系統	
(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段	
(5) 情報収集・伝達体制	
(6) 住民への情報提供	
(7) 避難に関する情報の収集	
(8) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(9) 安否情報	
(10) 被災情報	
(11) 住民避難に関する事項の報告	
(12) 関係資料の基礎調査	
3 地図 1-18
(1) 使用する地図	
(2) 位置の表示	
(3) 記号・符号	

目次

4 報告、通報 1-19
(1) 報告通報項目	
(2) 緊急報告（通報）	
(3) 受領報告	
(4) 実行報告	
5 報告様式 1-20
付紙第1 「情報収集計画」 1-1-1

別紙第2 「平素の段階の計画」

1 状況 2-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 2-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 2-3
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 2-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
(11) その他	
5 その他 2-14
(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加	
(2) 職員の研修	
(3) 啓発	
(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	
(5) 文化財の保護	
(6) 公共施設等の設置	

別紙第3 「緊急避難段階の計画」

1 状況 3-1
(1) 期間	
(2) 想定される攻撃と被害の類型	
(3) 情報計画	
2 構想 3-2
(1) 活動方針	

目次

(2) 実施要領	
3 各機関の役割 3-16
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 3-19
(1) 緊急避難後の活動要領	

別紙第4 「避難準備段階の計画」

1 状況 4-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 4-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 4-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 4-6
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関するここと	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 4-19
(1) 応急教育計画	
(2) 文化財の保護	
(3) 特殊標章等の交付等	

別紙第5 「避難段階の計画」

1 状況 5-2
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 5-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 5-3
(1) 県	

目次

(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 5-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 5-26
(1) 応急教育	
(2) 文化財の保護	

別紙第6 「避難生活段階の計画」

1 状況 6-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 6-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 6-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 6-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 6-21
(1) 応急教育	
(2) ボランティアの協力	

目次

別紙第7 「復帰段階の計画」

1 状況 7-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 7-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 7-4
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	

別紙第8 「生活再建段階の計画」

1 状況 8-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 8-2
(1) 段階区分	
(2) 復旧段階	
(3) 復興段階	
(4) 復旧、復興対策本部	
3 各機関の役割 8-5
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	

別紙第9 「避難受入段階の計画」

1 状況 9-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 9-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 9-3
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 9-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	

目次

- (3) 補給支援
- (4) 運送
- (5) 衛生
- (6) 施設
- (7) 人に関すること
- (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化
- (9) 国民生活の安定に関する措置
- (10) 広報、広聴活動

5 その他

..... 9-7

別 冊

資料編

計画本文

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編、資料編）、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画 避難施設管理運営指針、鳥取県危機管理対応指針、震災廃棄物対策指針 避難行動要支援者の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準 避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、避難行動要支援者避難支援プラン
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想定
1 ゲリラ、特殊部隊による攻撃	<p>各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。予測困難で突発的に発生する恐れがあります。</p> <p>政治的要請の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。</p> <p>その行動は、一般に、侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。</p> <p>防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入り、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることが想定されます。</p> <p>作戦地域は広範囲となり、N B C R兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。</p>
2 弾道ミサイル攻撃	<p>長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が、鳥取県に落下することも想定されます。</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着上陸攻撃との連携 ・政治的恫喝や他の軍事作戦の一環 <p>弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。</p>
3 航空攻撃	<p>着上陸侵攻支援に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。</p> <p>通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。</p>
4 着上陸侵攻	<p>他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。</p> <p>通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。</p> <p>西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。</p> <p>一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。</p>

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。

一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) ミサイルによる被害

通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予想されます。

ただし、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭、化学兵器（C）弾頭の場合、大規模・甚

大な被害が予想されます。

なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があり、住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。

(ウ) NBCR兵器による被害

a 概要

核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被災者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

NBCR兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

NBCR兵器が使用された場合は、情報の入手を行い、速やかに緊急通報を発令し、市町村に通知します。緊急の場合は、県は自ら退避を指示します。この場合、事後、市町村にその事実を通知します。

予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行わなければなりません。

国及び地方公共団体等は各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

被災した人は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

b NBCR兵器の特徴

核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物質の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

(エ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

これら施設が攻撃された場合、周辺の一般住民に重大な被害をもたらします。

(オ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(カ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

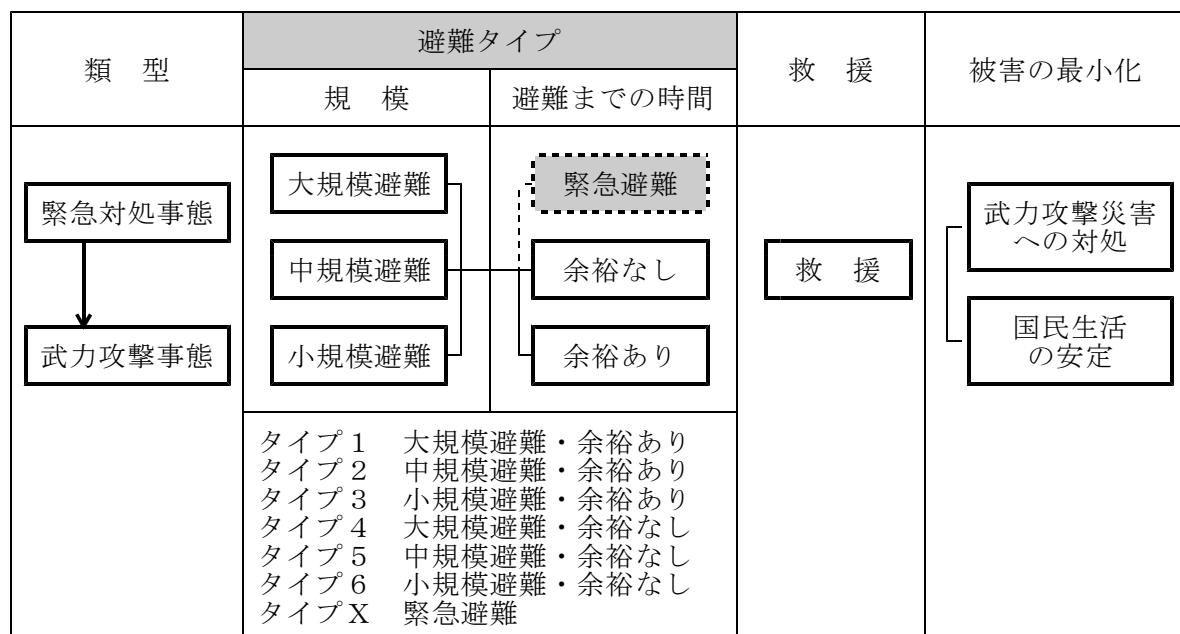
項目		施設名			所管	備考	
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所		地域振興部		
2	県関係施設	1	鳥取県庁		総務部		
		2	鳥取県警察本部		警察本部		
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備		総務部	電気通信事業法第2条	
3	公共的施設 (法第137条)	1	港湾施設	1	重要港湾	国土整備部	港湾法
				2	地方港湾	国土整備部	
		2	空港施設	1	鳥取空港	国土整備部	空港整備法
				2	米子空港	地域振興部	
		3	道路		国土整備部	道路法、道路運送法	
4	生活関連等施設 (法第102条第1項)	4 河川管理施設			国土整備部	河川法	
		1	発電所、変電所		企業局	電気事業法第2条	
		2	ガス工作物		危機管理局	ガス事業法第2条	
		3	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池		生活環境部	水道法第3条	
		4	鉄道施設、軌道施設		地域振興部	鉄道事業法第8条、軌道法	
		5	電気通信事業用の交換設備		危機管理局、総務部	電気通信事業法第9条	
		6	放送用無線設備		総務部	放送法第2条	
		7	水域施設、係留施設		国土整備部	港湾法第52条	
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設		国土整備部	空港法第5条、航空法第2条	
		9	ダム		国土整備部、企業局	河川管理施設等構造令第2章	
5	近隣施設	10	危険物質等の取扱所 〃(毒物、劇物)		危機管理局、福祉保健部	法第103条第1項、令第28条	
		1	航空自衛隊高尾山分屯基地		地域振興部		
		2	島根原子力発電所		危機管理局		
6	農業用施設	3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター		危機管理局、生活環境部		
		1	重要ため池(堤高15m以上、貯水量10万m ³ 以上、防災重点ため池等)		農林水産部	土地改良法	
7	学校	1	公立教育施設		教育委員会		
		2	私立教育施設		地域振興部		
8	その他	1	大規模集客施設、旅客輸送関連施設		危機管理局		

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊
2 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

(3) 各事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法



武力攻撃の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、想定している避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行います。

イ 避難住民数

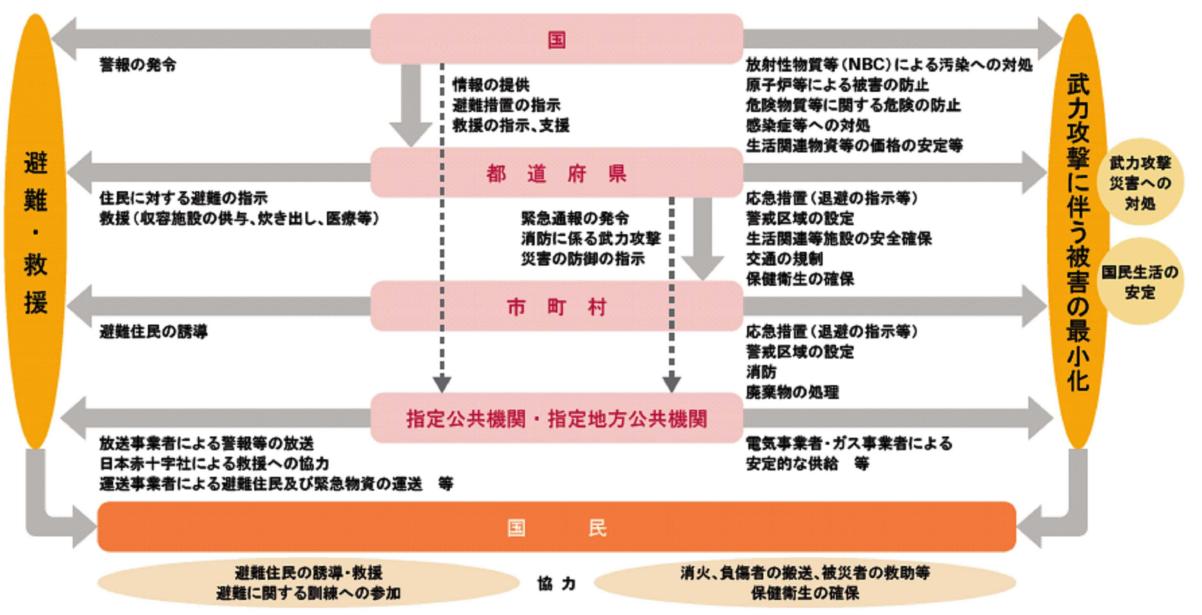
平成28年1月1日現在市町村別推計人口より抜粋

	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	193,584	94,050	99,534	193,584	東部地区	572,969
2 岩美町	11,439	5,402	6,037	11,439		
3 若桜町	3,258	1,545	1,713	3,258		
4 智頭町	7,130	3,361	3,769	7,130		
5 八頭町	16,913	8,060	8,853	16,913		
6 倉吉市	49,018	23,090	25,928	49,018		
7 三朝町	6,452	3,047	3,405	6,452		
8 湯梨浜町	16,519	7,897	8,622	16,519		
9 琴浦町	17,332	8,148	9,184	17,332		
10 北栄町	14,823	7,032	7,791	14,823		
11 米子市	149,450	70,604	78,846	149,450	西部地区	236,501
12 境港市	34,157	16,267	17,890	34,157		
13 日吉津村	3,468	1,595	1,873	3,468		
14 大山町	16,450	7,792	8,658	16,450		
15 南部町	10,931	5,142	5,789	10,931		
16 伯耆町	11,112	5,230	5,882	11,112		
17 日南町	4,712	2,177	2,535	4,712		
18 日野町	3,235	1,468	1,767	3,235		
19 江府町	2,986	1,391	1,595	2,986		

ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ	大規模	中規模	小規模
避難単位	全県	東・中・西部地区	市町村
避 難 先	県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特 徴	避難距離 長距離	中距離	短距離
	避難時間 長時間	中時間	短時間
基 本 方 針	避難実施方法 県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施 全県輸送計画 +市町村避難実施要領	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施 地区別輸送計画 +市町村避難実施要領	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施 市町村単位輸送計画 +市町村避難実施要領
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報状況により、次の段階として、避難などの国民保護措置を行う。	
段 階 ご と の 対 处	輸送手段 他県からの応援がなく分散使用のため少數 公共交通機関を使用	他県からの応援はあるが分散使用のため制限 公共交通機関を使用	他県からの応援はないが集中使用のため多数 条件付き自家用車の使用
	調 整 避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
	消防等の応援 応援なし	広域応援	近隣応援
	平 素 緊急避難	情報の収集、訓練、広報、備蓄等 警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）	
	避難準備 避難先県との連絡調整	情報の収集、広報 避難先県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 受入市町村との連絡調整
二 段 階 ご と の 対 处	避 難 警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 避難誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。
	避難生活 救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし
	武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ	大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
	国民生活安定措置なし ・国民生活安定措置を実施する避難先県との連絡調整	大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等
復 帰	当時の状況による		
生活再建	当時の状況による		
避難受入	要避難県、受入市町村との協議、救援の実施（避難生活に準ずる）		

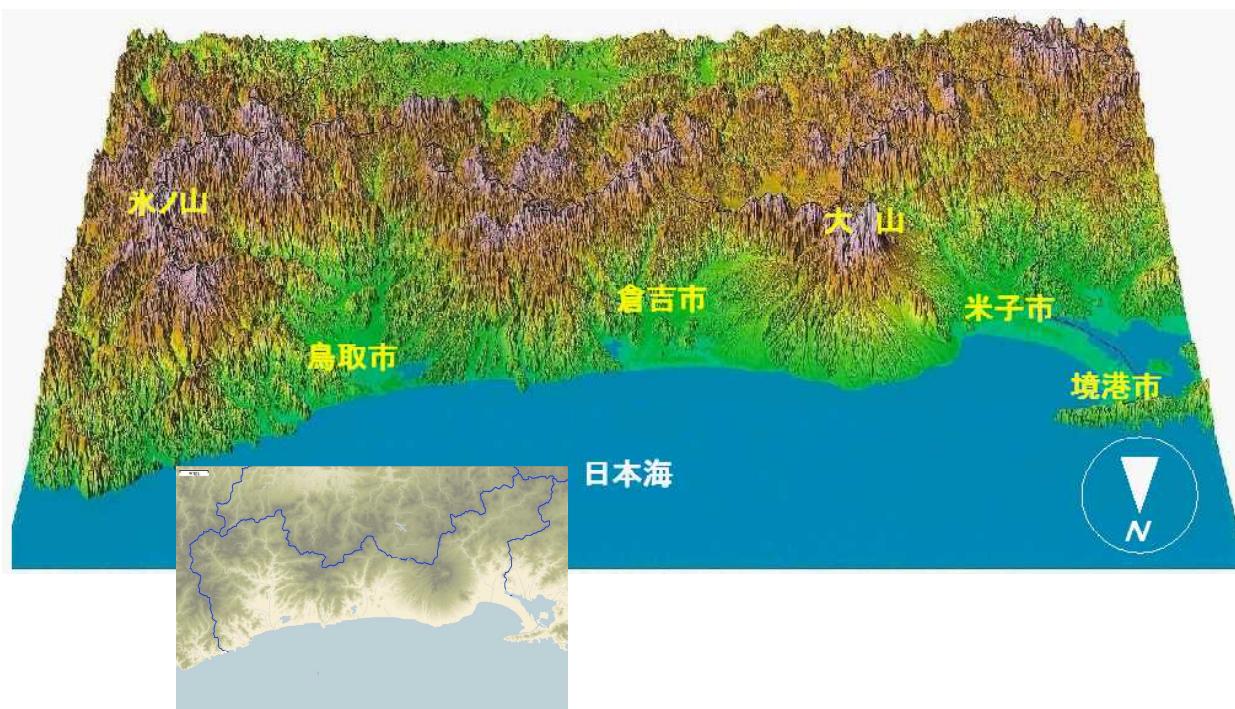
2 国民保護実施の体制



3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。

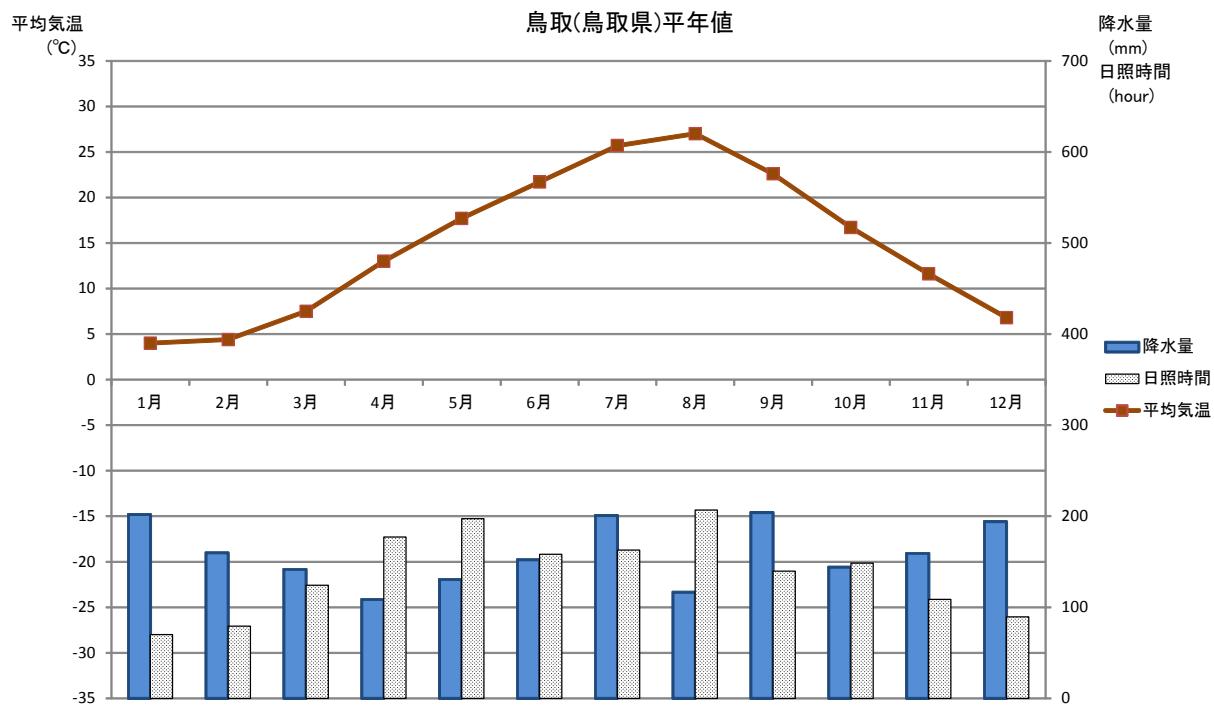


(2) 気象

鳥取県は気候の面からみると、鳥取市を含む東部と、倉吉市・米子市を含む中・西部とに二分することができます。また、それぞれは日本海沿岸部と中国山地の山間部とに細分できます。

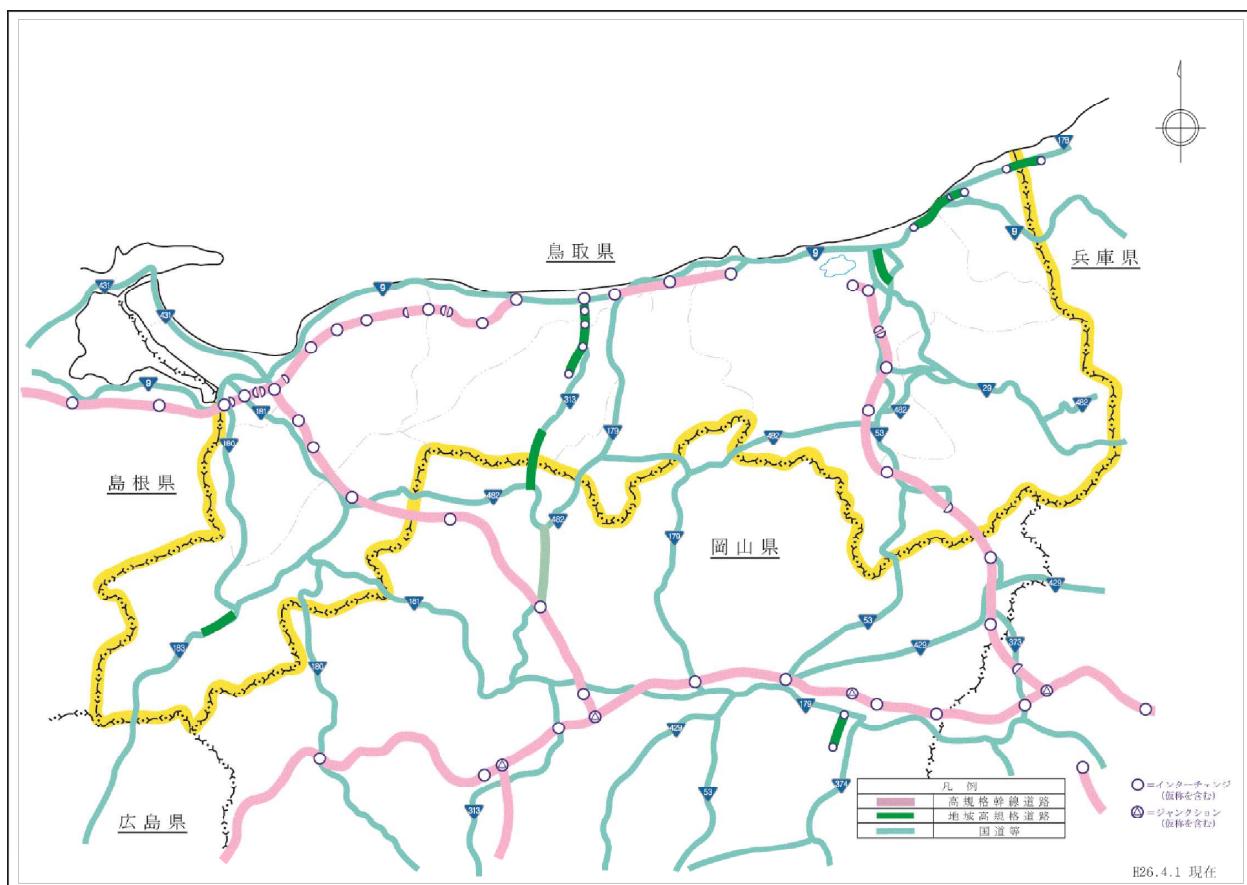
総じて、典型的な日本海型気候を現しており、中国山地と大陸の影響による季節風および日本海の対馬海流に大きく支配されています。

鳥取の平年値（統計期間：1981年～2010年）は、年平均気温は14.9°C、年間の日照時間は1,663.2時間、年降水量は1,914.0mmです。



(3) 交通

ア 道路



鳥取県は大きく東部、中部、西部といった3つの生活圏に分かれており、各々の中心都市である鳥取市、倉吉市、米子市を核とした道路網を形成しています。

それぞれの生活圏を結ぶ主要幹線道路は、東西方向では海沿いの山陰道、一般国道9号、178号、山沿いの一般国道482号、南北方向については、東部では一般国道29号、53号、373号、中部では一般国道179号、313号、西部では一般国道431号、180号、181号、183号となっています。

鳥取県で供用中の高規格幹線道路には、中国横断自動車道姫路鳥取線（鳥取自動車道）、中国横断自動車道岡山米子線（米子自動車道）があり、幹線道路網計画としては山陰道（再掲）、地域高規格道路（山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路、鳥取環状道路）が計画され、一部が供用されています。

イ 鉄道

東西約100kmに渡る県土の日本海側には、日本海に沿って東西にJR山陰本線が走っています。東は岩美町において兵庫県方向に、西は米子市において島根県方向にそれぞれ接続しています。

南の岡山県方面に向けては、東部地区と西部地区の2方面でそれぞれ接続しています。

東部地区では、JR因美線が鳥取駅から郡家駅を経て、智頭駅で第3セクターの智頭急行線に連絡しており、同線を経て上郡駅でJR山陽本線に接続しています。また、JR因美線は、智頭駅から津山方面へ接続しているほか、郡家駅から若桜駅の間を第3セクターの若桜鉄道が運行しています。

西部地区ではJR伯備線が根雨駅を経由して倉敷方面に接続しており、また、米子駅から弓ヶ浜半島の先端の境港駅の間を、JR境線が運行しています。

ウ 空港・港湾

鳥取県内の港湾は、東部地区の鳥取港及び西部地区の境港の2箇所の重要港湾のほか、4箇所の地方港湾があります。また、漁港は、第1種漁港14、第2種漁港2、第3種漁港1、特定第3種漁港1の計18箇所があります。

空港は東部地区の鳥取空港（県営、2000m滑走路×1本）及び西部地区の米子空港（美保飛行場、防衛大臣設置、2500m滑走路×1本）の2箇所があり、米子空港では自衛隊機の離発着が行われています。



4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主動的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。
- (2) 別紙第1「情報計画」参照

第2章 国民保護措置の概要

1 方針

県は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕度合いに応じて、的確かつ迅速に県内の国民保護措置を総合的に推進し、県民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の態勢の整備と、国及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

2 実施要領

(1) 段階区分

ア 計画の段階区分

この計画では、避難あるいは救援などの指示あるいは通知に基づく、時系列的な段階区分による国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分	想定する期間	別紙
平 素	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2
事態への対処	突然に、武力攻撃災害が発生し、避難措置の指示が出されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	他都道府県からの避難住民の受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8

イ 平素の段階

(ア) 活動方針

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、国及び関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

ウ 緊急避難段階

(ア) 活動方針

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

エ 避難準備段階

(ア) 活動方針

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスマーズに行われるようになります。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

オ 避難段階

(ア) 活動方針

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。

この際、国及び関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

カ 避難生活段階

(ア) 活動方針

県は、避難住民、被災者に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、国及び関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

キ 復帰段階

(ア) 活動方針

県は、避難の指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

ク 生活再建段階

武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっていません。当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

(イ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ケ 避難受入段階

(ア) 活動方針

県は、避難住民の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、国及び関係機関と連携し、市町村が行う避難住民の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照

(2) 避難 別紙第5「避難段階の計画」参照

ア 警報の通知・伝達（法第44条～第50条）

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

市町村長は、その国民保護計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。

イ 警報の解除の通知・伝達（法第51条）

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報の解除（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に通知します。市町村長は直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。

ウ 避難措置・避難の指示の通知・伝達（法第52条、第54条）

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する避難措置の指示（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

また、知事（危機管理局）は、国が発した避難措置の指示を受け、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知します。

エ 避難実施要領の策定及び伝達、避難住民の誘導（法第61条～第73条）

市町村長は、知事から避難の指示があったときは、その国民保護計画に定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定め、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関、関係機関、運送業者である指定（地方）公共機関等に通知します。また、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与するものとされています。

知事（各部局）は、市町村長が行う誘導の支援及び補助を行うとともに、避難住民の運送を一元的に対処します。

また、市町村長が避難住民を誘導できなくなった場合は、自ら誘導を実施します。

オ 避難措置・避難の指示の解除の通知・伝達（法第53条、第55条）

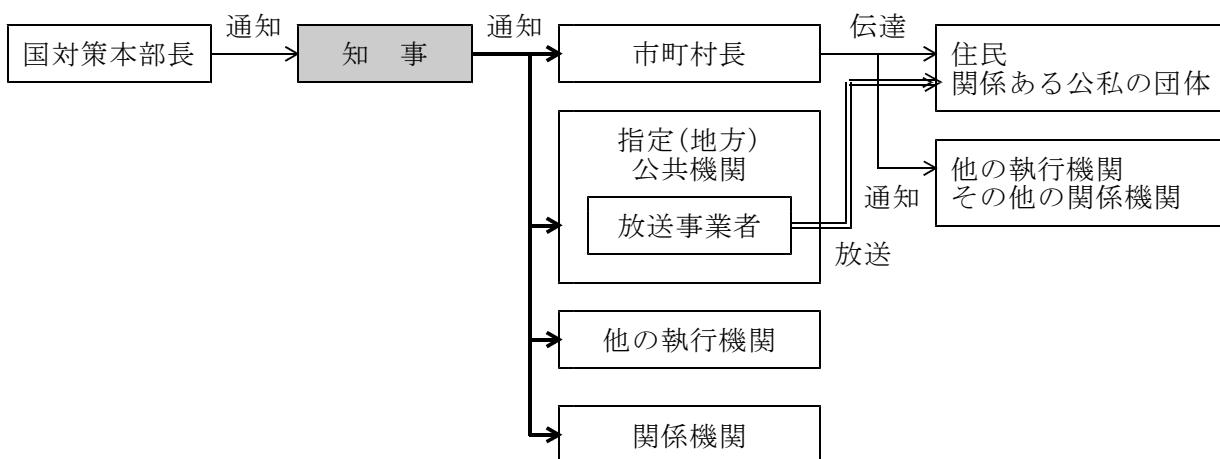
知事（危機管理局・各部局）は、国が発した避難措置の指示の解除（原則として文書による。）を受け、市町村長を経由して住民に対し、避難の指示の解除を行うとともに、国及び指定地方公共機関その他の関係機関にその内容を報告又は通知します。

カ 復帰（法第69条）

市町村長は、知事から避難の指示の解除があったときは、住民の復帰に必要な措置を実施するものとされています。

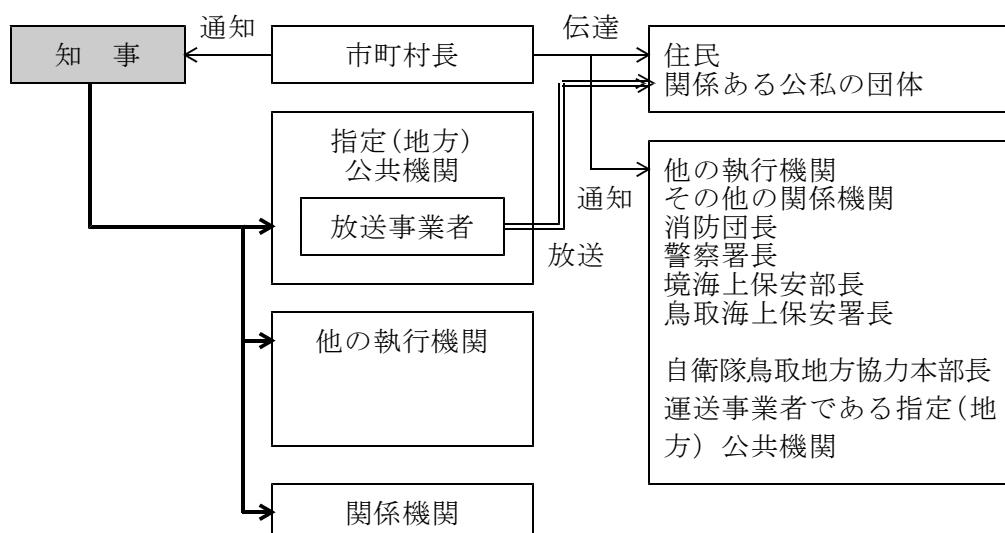
知事（各部局）は、市町村長が行う住民の復帰に必要な措置の支援及び補助を行います。

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



(3) 救援

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。

この際、救援物資の取得、運送等を行うとともに、状況により、業務を市町村長及び日本赤十字社に委託します。

イ 救援の種類（法第75条、令第9条）

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、弁当等 ・給水車、ろ水器、浄水剤等

救援の種類	内 容
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣、肌着等 ・毛布、布団等 ・タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・アレルギーやアトピー等の治療薬 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置
5 被災者の搜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等による搜索、救出との連携 ・防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的に行う仮葬 (棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等)
7 電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の搜索及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡推定者の搜索 ・遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化

知事は国対策本部長の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的な状況に応じて確かつ迅速に対処します。

特に、N B C R兵器等による大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

ア 武力攻撃災害の予防対策

(ア) 国及び関係機関との連携

知事（各部局等）は、国、市町村、その他の関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(イ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

知事（各部局）は、武力攻撃災害などにより県民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設などを把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は、国及び関係機関と連携し、予防措置と警備の強化を行います。

必要な場合、知事は、管理者に対し安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請します。（法第102条、第103条）

(ウ) 交通規制

警察は、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

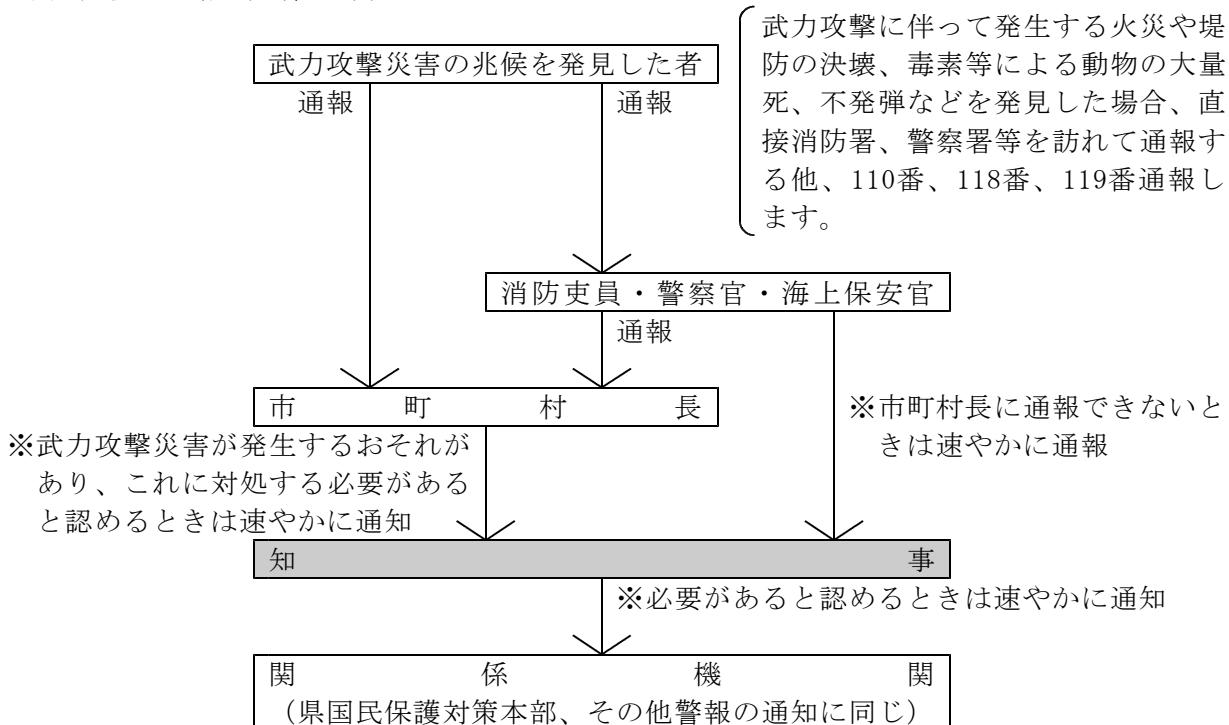
(エ) 消防活動

消防機関は、武力攻撃災害時の活動態勢及び消防相互応援協力等の必要な事項を事前に定めるよう努めるものとします。

イ 武力攻撃災害対処

知事（危機管理局）、公安委員会は、被災市町村、その他の関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(ア) 兆候の通報（法第98条）

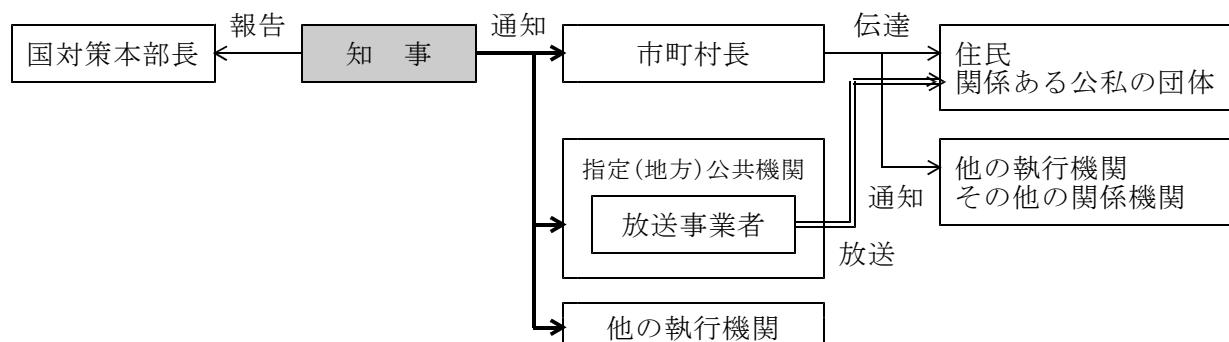


(イ) 緊急通報の発令（法第99条～第101条）

知事（危機管理局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴って、火災が発生している場合や、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等を含みます。）、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令します。

【緊急通報の内容】

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測（火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等）
- 2 住民及び公私の団体による周知させるべき事項
 - ・今後の見通し
 - ・住民の心掛け（落ち着いた行動と、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど）

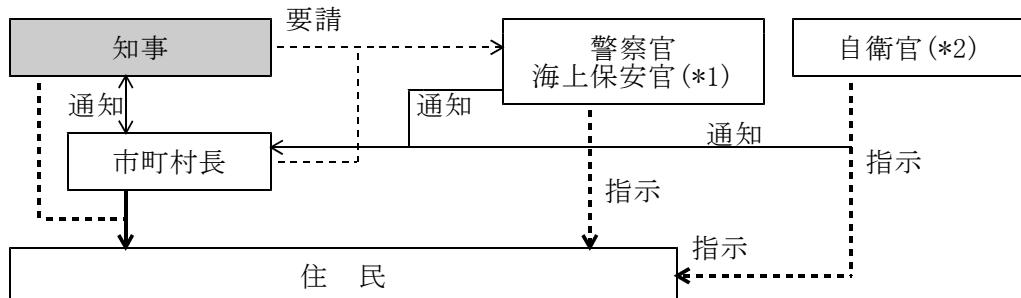


※ 警察は、緊急通報が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ緊急通報を伝達します。

(イ) 退避の指示（法第112条）

市町村長は、避難の指示が間に合わない場合は、必要と認める地域の住民に対し、退避を指示するものとします。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならない時等）

緊急の必要があると認めるときは、知事が退避の指示を行います。



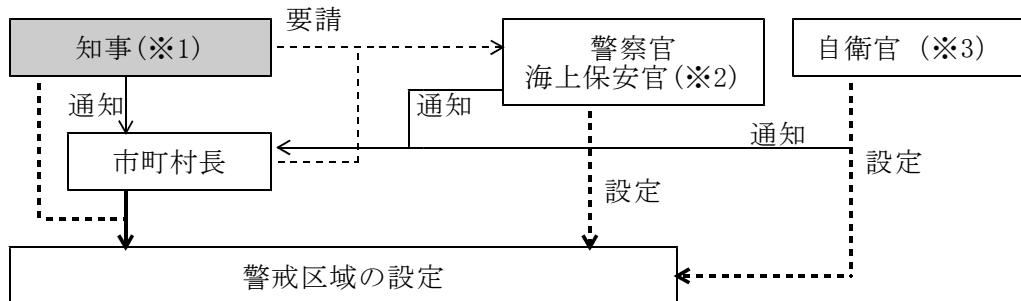
※1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

(エ) 警戒区域の設定（法第114条）

警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。

（→ 目前の武力攻撃災害の危険を避けるために一時的に立入制限区域を設けるもの）



※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定

※2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定

※3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

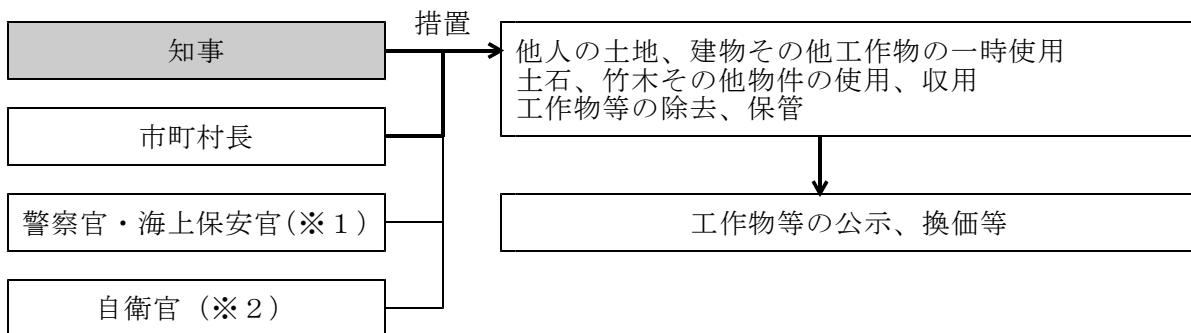
- ・警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置
- ・併せて当該通知を受けた警察は、交通規制などの必要な措置

(オ) 応急公用負担（法第113条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



※1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき
 ※2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(カ) 漂流物又は沈没品の保管（法第116条）

警察署長又は海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生した場合において、漂流物又は沈没品（水難救護法第29条第1項）を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。

(キ) 消防活動

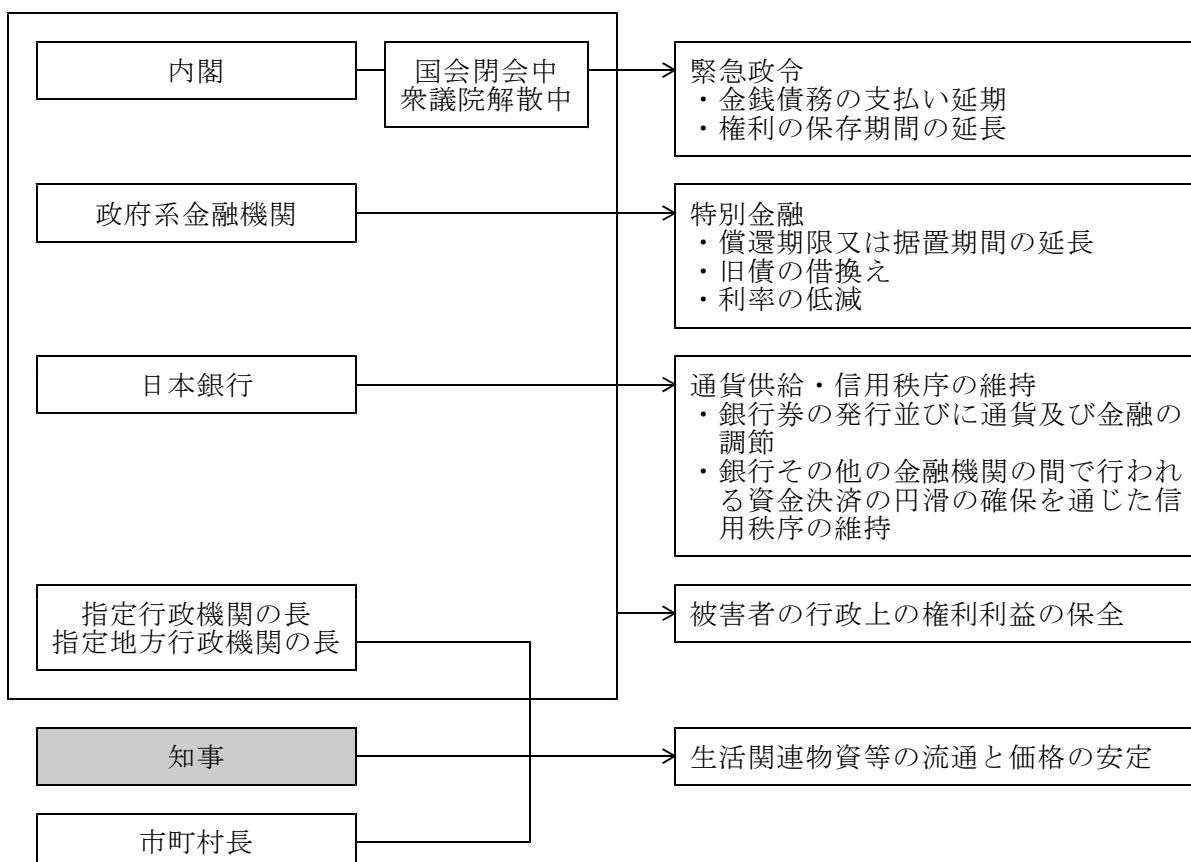
各消防局は、発災時において、県民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけるよう努めるものとします。

消防団を含めて、消防局を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防除活動を展開するものとします。

a 消火活動

b 被災者の搬送

(5) 国民生活の安定に関する措置



ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

(ア) 県（生活環境部）は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行います。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(イ) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施します。

法 令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）</p>
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	<p>国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項・第3項）</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条第1項・第2項）</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）</p>
物価統制令（昭和21年勅令第118号）	<p>国が物価統制令第4条及び同令第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条の2但書）</p> <p>また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）</p>

○主な生活関連物資

食品関連	<input type="checkbox"/> 水	
	食品	<input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤
衛生関連	その他	<input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器
	救急関連	<input type="checkbox"/> 減菌手袋 <input type="checkbox"/> 止血用ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル <input type="checkbox"/> 感染を防ぐための火傷用軟膏 <input type="checkbox"/> サイズが豊富な絆創膏
	薬	<input type="checkbox"/> 痛みどめの錠剤 <input type="checkbox"/> 軽い鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 <input type="checkbox"/> 傷口の消毒薬 (※処方箋なしで入手できる薬)
乳幼児用	衛生用品	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 女性用生理用品 <input type="checkbox"/> 個人用衛生用品 <input type="checkbox"/> プラスチックのゴミ袋とひも <input type="checkbox"/> 固いふたの付いたプラスチックのバケツ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 家庭用の塩素系漂白剤
		<input type="checkbox"/> 乳児食 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> 粉ミルク
その他	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 燃料（灯油、ガソリン、軽油）	<input type="checkbox"/> 薬 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつかぶれ用の軟膏 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 衣類

イ ライフライン等の確保

事業者等	ライフライン等の確保	備考
電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第134条)	・停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等・火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法第134条)	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法第71条、第79条）

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気通信事業者	通信確保 (法第135条)	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf電気通信事業法第8条)
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第135条)	・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第136条)	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
河川管理施設・道路・ 港湾・空港の管理者	公共的施設の適切な管理 (法第137条)	・施設の維持管理等
災害に関する研究 機関等	指導、助言、その他の援助 (法第138条)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

※ 下線部については県該当

ウ 混乱の防止

住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、次のとおり必要な措置を行います。

機 関	内 容
県	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集及び分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項</p> <p>2 対応機関</p> <p>県対策本部により、危機管理局が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。</p>
警察本部	<p>1 情報の収集と広報活動</p> <p>警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけます。</p> <p>2 混乱の未然防止活動</p> <p>駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行います。</p> <p>3 パトロールの強化など</p>
運送事業者である 指定（地方）公共 機関	<p>1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとします。</p> <p>2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとします。</p> <p>3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとします。</p> <p>(1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施と併せて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること</p>
電気通信事業者である 指定公共機関	県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼します。
	<p>1 通信の確保のため必要な措置</p> <p>2 対策要員の確保</p> <p>3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備</p> <p>4 通信施設、設備等の巡視と点検</p> <p>5 工事中の設備に対する安全措置</p>

3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料

県は、迅速かつ適切に避難の指示、救援等に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備します。

(1) 避難に関する資料

- 県の地図
- 人口分布
- 道路網のリスト
- 公共交通機関等の輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関の連絡先一覧 など

(2) 救援に関する資料

- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関等のリスト
- 火葬場のリスト など

(3) その他国民保護措置に必要な資料

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共通	1 国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 国民保護措置の実施 3 関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進 4 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 災害に関する広報 2 報道機関との連絡調整、放送要請 3 災害に関する広聴
危機管理局	1 県対策本部等に関すること 2 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示 3 国民保護措置の総合調整 4 武力攻撃事態に関わる自衛隊等との連絡調整 5 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付、許可 6 避難施設の指定 7 避難物資等の備蓄、整備、点検 8 危険物資の保安対策 9 自主防災組織との連絡調整 10 国民保護等に係る訓練 11 国際人道法の普及 12 24時間即応態勢の確保 13 国民保護協議会に関すること 14 原子力に関する中国電力等との連絡調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入 10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること

機 関 名	事務又は業務
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 市町村の行財政運営の支援 3 私立学校に関すること 4 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1 避難施設の運営 2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 3 義援金の収配等 4 医療、医薬品等に関すること 5 保健衛生に関すること 6 赤十字標章等の交付、許可 7 医療機関等の被害調査、対策 8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物等の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給に関すること 6 被災者の搜索、処理及び埋葬等 7 入浴施設、トイレの確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 応急給水 10 応急仮設住宅の供給 11 公営住宅の調査、復旧 12 被災者住宅の再建 13 住宅融資などの相談窓口の開設 14 建築制限、緩和
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工業関係の復興支援 3 被災者の就職支援 4 救援物資の集配の総合調整

機 関 名	事務又は業務
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 農林漁業金融に関すること 6 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集 9 農林水産業の復興 10 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾等の状況把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握、復興 5 公共施設用地の供与、土地等の使用 6 土木等資材の需給対策 7 支障となる工作物の除去
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
県総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設及び県営工業用水施設の保全及び復旧
病院局	1 県立病院との連絡調整 2 県立病院の医療救護
教育委員会	1 文教施設等の保全 2 被災した児童生徒の救護及び応急教育 3 被災した児童生徒の学用品の供給 4 避難施設の確保 5 避難施設の開設、運営に対する協力 6 公立学校等への警報等の伝達 7 国際人道法の普及、教育 8 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援

機 関 名	事務又は業務
警察本部	1 情報の収集、伝達 2 警備用物資及び資機材の備蓄・調達 3 警報等の伝達 4 交通規制 5 避難住民の誘導 6 被災住民の救出救助 7 要避難地域、避難施設等の警戒 8 生活関連等重要施設の警備 9 放射性物質等による汚染の拡大防止 10 退避の指示 11 警戒区域の設定 12 漂流物等の処理 13 被災情報の収集 14 檜視及び身元確認 15 犯罪の予防・その他社会秩序の維持 16 警察通信の確保 17 自主防災組織、ボランティアへの支援 18 特殊標章の交付、許可

(2) 市町村

機 関 名	処理すべき事務又は業務
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 市町村対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 国民保護措置の実施 6 住民等の国民保護措置に対する協力活動への支援 7 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（〔 〕は指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
〔警察庁〕 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
〔防衛省〕 中国四国防衛局 (美保防衛事務所)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

機 関 名	事務又は業務
[総務省] 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
[財務省] 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
[財務省] 神戸税関 (境税關支署)	1 輸入物資の通関手続
[厚生労働省] 中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
[厚生労働省] 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
[農林水産省] 中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
[林野庁] 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
[水産庁] 境港漁業調整事務所	1 漁業安全情報等の海上に関する情報提供
[経済産業省] 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策

機 関 名	事務又は業務
[国土交通省] 中国地方整備局 〔鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所〕	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (鳥取運輸支局、 鳥取運輸支局境庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
[国土交通省] 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第八管区海上保安本部 〔境海上保安部 鳥取海上保安署 美保航空基地〕	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、他の武力攻撃災害への対処に関する措置
[環境省] 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊

機 門 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務	
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法第21条） 2 国民に対する情報の提供（法第8条） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法第36条第1項） 4 組織の整備（法第41条） 5 訓練（法第42条） 6 被災情報の収集、報告（法第126条、第127条） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法第139条） 8 武力攻撃災害の復旧（法第141条） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法第145条）	
日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	避難住民 緊急物資
J R 西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 (米子支社)		避難住民
J R 貨物 「日本貨物鉄道(株)」	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保	
佐川急便(株) (鳥取店)		
日本通運(株) (鳥取支店)		
福山通運(株) (鳥取支店)		
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)		

機 関 名	事務又は業務
NTT西日本 (鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
NTTコミュニケーションズ	
KDDI (株)	
NTTドコモ中国 (鳥取支店)	
ソフトバンク (株)	
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(独)国立病院機構 鳥取医療センター 米子医療センター	1 医療の確保
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便 (株)	1 郵便の確保
西日本高速道路 (株) (中国支社米子管理事務所)	1 道路の管理

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法第21条） 2 国民保護措置に関する情報の提供（法第8条） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法第36条第2項） 4 組織の整備（法第41条） 5 訓練（法第42条） 6 被災情報の収集、報告（法第126条、第127条） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法第139条） 8 武力攻撃災害の復旧（法第141条） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法第145条）
鳥取ガス(株)	1 ガスの安定的な供給
米子瓦斯(株)	
県 L P ガス協会	
日ノ丸自動車(株)	1 避難住民の運送
日本交通(株)	2 旅客又は貨物の運送の確保
智頭急行(株)	
若桜鉄道(株)	
県バス協会	
日ノ丸西濃運輸(株)	1 緊急物資の運送
県トラック協会	2 貨物の運送の確保
県農協中央会	1 食料供給
県石油商業組合	1 緊急車輌等への燃料供給
県警備業協会	1 公共的施設等の警備
県医師会	1 医療の確保
県看護協会	※自治体病院については、それぞれの自治体の国民保護計画に基づき、医療の確保を行うこととされています。
県薬剤師会	
県歯科医師会	
北岡病院	
清水病院	
野島病院	
藤井政雄記念病院	
博愛病院	
高島病院	
元町病院	

機 関 名	事務又は業務
日本海テレビジョン放送(株)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(株)山陰放送	
山陰中央テレビジョン放送(株)	
(株)エフエム山陰	
(株)鳥取テレビア	
日本海ケーブルネットワーク(株)	
(株)中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送(株)	

(7) 総合調整機能

県対策本部長は、関係機関が実施する国民保護措置が、的確かつ迅速に実施されるように総合調整を行います。

このため、市町村やその他の関係機関の活動について、現地での混乱・競合を最小限に止められるよう十分に調整します。

2 県、市町村の事務の委託

(1) 事務の委託

ア 県の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、県の行政機能が麻痺し、県民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、県（総務部・各部局）は、事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託します。（法第13条）

また、知事（総務部・各部局）は、県域を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事等にその事務を委託します。

イ 市町村の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、市町村の行政機能が麻痺し、住民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、市町村は、事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託するものとします。（法第19条）

ウ 委託の手続（委託、変更、廃止）

手 続	項 目
1 協議	1 委託事務の範囲
2 公示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 総務大臣若しくは知事への届出	3 委託事務に要する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力

市町村と十分協議の上で委任します。（法定受託事務）

委任については、一括して委任し、必要な費用は、県が支弁します。

日本赤十字社については、自主性を尊重しつつ、協力を得ます。

救援の措置 (法第75条、令第9条)	市町村 (法第76条)	日本赤十字社の協力 (法第77条)
1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4 医療の提供及び助産	○	◎
5 被災者の捜索及び救出	○	
6 埋葬及び火葬	○	
7 電話その他の通信設備の提供	○	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9 学用品の給与	○	
10 死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12 安否情報の収集、提供		○

◎：委託

3 事務の代行

知事は次の区分に従い、市町村の国民保護措置の代行等を実施します。

区分	実施する事務の内容
市町村が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
市町村が事務を行うことができるようになったとき	市町村長への事務引継
知事が代行を終了したとき	市町村長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援

(1) 補給

ア 補給必要量の決定

県は、国民保護措置において必要な補給品の数量を決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定します。

避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節によって、補給必要量は変動します。

イ 取得

県は、必要な補給品を購入し、あるいは、国、他都道府県等に協力を求めます。

ウ 配布

県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を経由して避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区あるいは西部地区に（要避難地域、避難先地域を除く）、緊急物資集積地域を設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運送の管理運営を行います。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定します。

なお、指定にあたっては、鳥取県地域防災計画の緊急輸送道路等を準用します。

(3) 補給品

ア 補給品の特性

食品	1 ほぼ一定の率をもって常規的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。 3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。
燃料	1 常規的に必要とし、避難の規模、季節等により差異があります。 2 火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配布します。
復旧資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひつ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散しておくことが必要です。
日用品 し好品	1 ほぼ一定の率をもって常規的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給することが必要です。
衛生資機材	1 救援者の発生数により必要量は大きく変動します。 2 一部、避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国の備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、また、有効期間が短いため特別の補給方法が必要です。

給水	<p>1 季節及び状況によって必要量に差異があります。</p> <p>2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。</p> <p>3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。</p>
----	---

イ 各補給品の補給業務

食品	必要量	避難住民数に応じて、補給量が決まります。
	取 得	<p>1 当初</p> <p>備蓄食品が配られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。</p> <p>不足する場合は、パン、即席めん等について、あらじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定）</p> <p>(1) 米穀の調達</p> <p>避難施設等の体制が整い、米の炊き出しによる食品提供が可能となった段階で、県は、精米を調達して提供します。</p> <p>(2) 調製粉乳の備蓄</p> <p>乳幼児（1歳半未満）用として必要な調製粉乳を確保します。調製粉乳及びほ乳びんの備蓄方法については、流通備蓄（ランニングストック）方式を採用します。</p> <p>(3) 副食品の調達</p> <p>米飯給食に必要な副食品や調味料について、流通備蓄（ランニングストック）の不足分は協定業者からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。</p> <p>(4) 生鮮食品の確保</p> <p>米飯給食に必要な生鮮食品は、協定業者等からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。</p>
	配 分	<p>通常毎日、食品を支援地域で荷分けし、避難施設に運搬交付します。</p> <p>各避難施設は、食品請求書を作成し、補給支援センターに提出します。支援センターで、避難住民数に応じた調達計画を作成します。</p> <p>また、指定行政機関、他都道府県に対し、不足資機材の給与を要請します。</p>
飲料水	必要量	<p>給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。</p> <p>車両運送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、車両などによって運送します。</p> <p>また、道路障害除去が遅れ運送が困難な場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請するとともに、給水が可能となるまでの間は、市町村において受水槽の水、ろ水器、浄水剤により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水を確保します。</p>
	取 得	給水施設で取得します。

飲料水	配 分	避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとします。県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水します。 なお、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から市町村対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両運送により応急給水します。
その他の補給品	必要量	避難先市町村等から所要品目、数量等の情報を基に、調達必要数をとりまとめます。
	取 得	各協定業者から、必要補給品を購入、又は、他都道府県、指定地方公共機関、その他の関係機関等に協力を求めます。
	配 分	緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難施設へ配分します。

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

知事は、備蓄する物資で不足する場合、流通する商品を確保します。

次の物資について、必要があると認めるときは、業者に売渡しの要請等を行います。

ア 対象となる商品（特定物資）（法第81条、令第12条）

特定物資	備 考
1 医薬品	
2 食品	
3 寝具	
4 医療機器その他衛生用品	・注射器、メス、聴診器等（医薬品医療機器等法第2条） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	・ペットボトル水等
6 被服その他生活必需品	・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	・収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限定 ・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他
8 燃料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9 その他救援の実施に必要で内閣総理大臣が定めるもの	

イ 売渡し要請等の一般要領

(ア) 売渡し要請

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請します。

(イ) 収用

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して特定物資を収用します。

(ウ) 保管命令

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送業者に対し、公用令書を交付して特定物資の保管を命じます。

(イ) 立入検査

知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせます。

知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせます。

ウ 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令などを要請します。

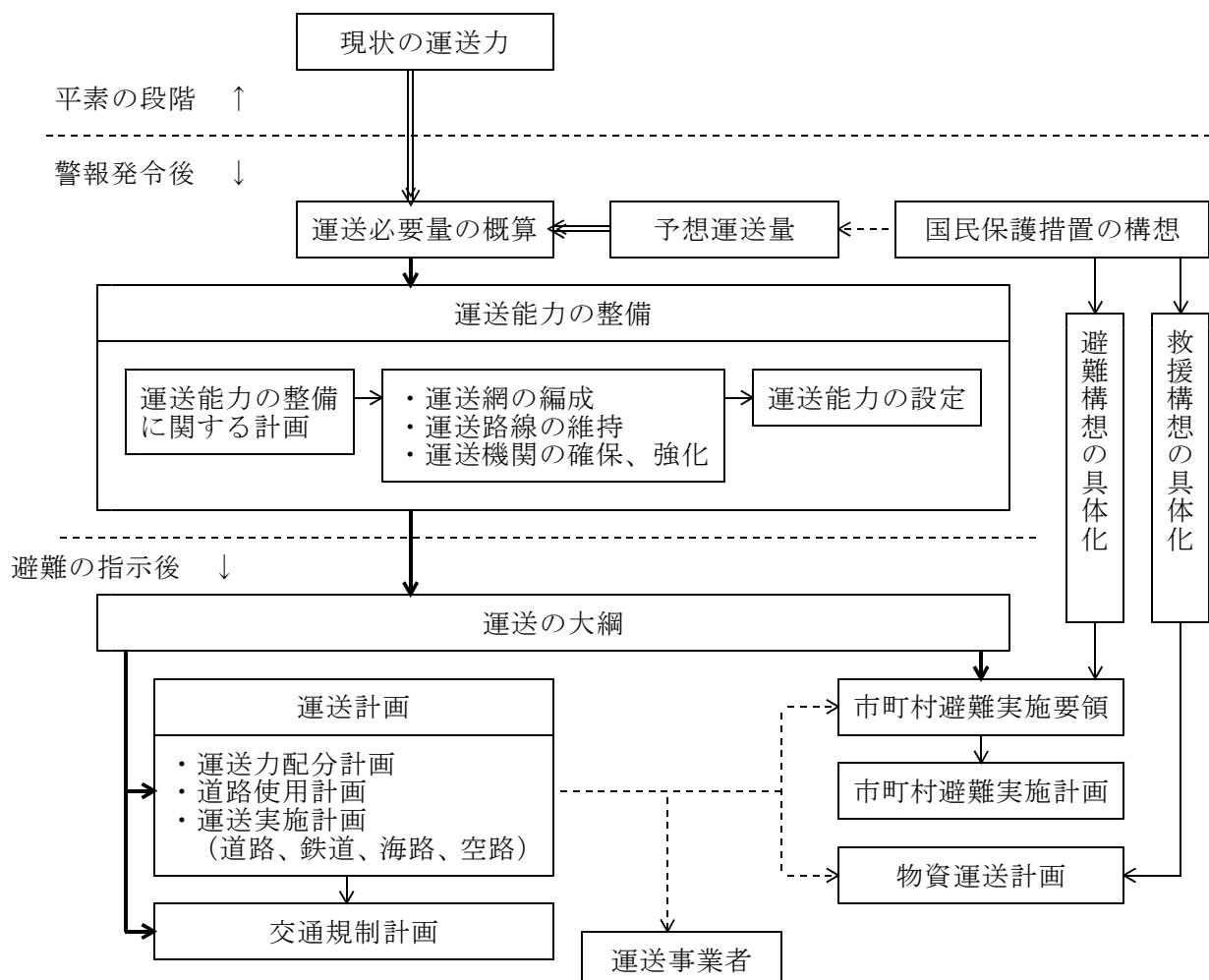
2 運送

避難住民及び緊急物資の運送については、原則として、県が運送事業者である指定（地方）公共機関を主体に運送契約を締結し、運送手段の一元的運用を行います。

正当な理由なく運送が行われない場合、県対策本部長は、指定（地方）公共機関に対し、総合調整を行います。（指定公共機関については、国対策本部長に総合調整を求めます。）

なおも運送が行われない場合は、知事は、指定地方公共機関に運送の指示（是正の指示）を行います。（指定公共機関については、内閣総理大臣のは正指示が行われるとされています。）

(1) 運送の一般的要領



(2) 運送手段

事態の状況に応じて避難のための運送手段を設定します。各運送手段の一般的な特性は次のとおりです。

手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	比較的軽易に利用できる。 状況の変化に即応できる可能性がある。	運行の集中する地域において混雑を起こしやすい。 気象、頻繁な通行等により破損しやすい。 敵の攻撃に対して脆弱。 道路の管理者が異なり調整に時間を要する場合がある。	道路規制の的確な実施 補修・整備の常時実施 警戒・防護の処置 国、関係機関との十分な調整
鉄道	安定した大きな運送力。 長距離の運送に適した効率的な運送手段	線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける。 修理には、高度の技術、多くの作業力・資材・時間を要する。 橋、トンネル、操車場等は攻撃目標になりやすい。	国、関係機関の積極的協力を得て、計画的かつ最大限に活用 必要に応じ、重要箇所の警戒・防護、応急復旧、補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一括輸送に適する。	速度が比較的遅い。 港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約 気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑。 運送準備に多くの日時を要する。	指定公共機関等との緊密な調整 運送の計画及び手続きの早期着手
空路	高速。 経路の選定が自由。 長距離及び応急的な輸送に適する。	気象、飛行場、事態により制約 重量及び容積等の制限 飛行場は、攻撃の目標となりやすい。	重要な時期、地点、避難住民の空輸を行う等、重点的かつ効率的な実施 美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力の概算

県が一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにします。

この数量に基づき、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備します。

(4) 運送必要量の概算

県が避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにします。

この数量に基づき、運送路線の維持、通信施設、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備します。

(5) 運送に関する計画

ア 運送計画

(ア) 運送力配分計画

一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(イ) 道路使用計画

交通規制の実施の基礎となるもので、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って作成します。

計画には、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めた計画です。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

計画には、次の事項を定めます。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 物資、食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の通行を禁止するなどの交通規制計画を作成します。

計画は、運送計画に基づき、道路管理者と協議し、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置
- 3 交通検問所の設置場所、要員・機材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通障害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

ウ 避難実施要領

市町村長は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとします。

なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、避難行動要支援者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮します。

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事（危機管理局）及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定することとされています。

(ア) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(イ) 避難実施要領における主な規定事項

知事は、避難実施要領の策定に当たっては、市町村を支援します。この際、次の事項を規定します。

項目	規定事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合場所への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認 2 避難行動要支援者への配慮事項等 3 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
市町村職員、消防職団員の配置等	1 関係市町村職員 2 消防職団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
避難行動要支援者への対応	1 避難行動要支援者への対応方法
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法を記載
避難住民の誘導中の食料等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食料・水・医療・情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(ウ) 避難行動要支援者の避難支援プラン

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難行動要支援者に配慮した避難支援プランを定めておくものとします。

知事（危機管理局）は、市町村が避難行動要支援者に関する情報（氏名、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援します。

エ 物資運送計画

県は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めます。

(6) 運送の実施

ア 運送業務

県（関係部局）は、運送計画に基づき、一元的に運送を手配・調整します。

イ 交通規制の実施（交通検問所）

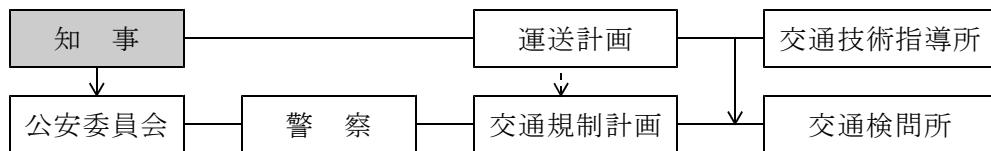
警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置します。

交通検問所の業務は、次のとおりです。

- 1 緊急通行車両の申請受付、確認
- 2 通行車両の確認、誘導
- 3 運送状況の把握、報告
- 4 交通規制の広報の手段
- 5 交通情報の収集と提供

ウ 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所に交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領などの技術指導を実施して、警察の行う交通規制の技術的援助を行います。



(7) 避難行動要支援者の運送

ア 運送の実施

知事（福祉保健部、地域振興部）は、県があらかじめ定める避難行動要支援者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行います。

イ 運送の手続

知事（福祉保健部、地域振興部）は、市町村の状況に基づき、避難行動要支援者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備します。

市町村は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点まで運送するものとします。

ウ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送（美保飛行場に限定）により実施します。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行います。

3 衛生

(1) 衛生支援組織の構成

ア 構成

衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成します。

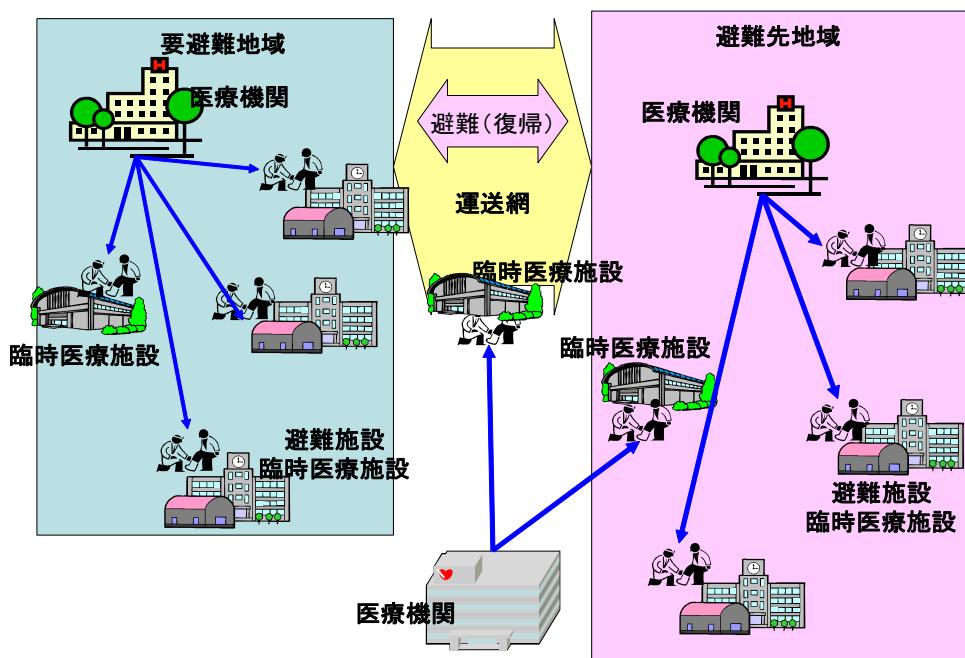
イ 臨時医療施設の設置

国民保護措置の実施に当たっては、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置します。臨時医療施設においては応急治療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行います。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たります。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されます。



(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、傷病者の治療について、以下の体系に従い、措置を実施します。

治療区分	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
能力別		救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域 緊急物資集積所	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

入院患者、負傷者等に最適の治療を加えることを目的とし、トリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに中継の減少、適切な患者規制等により能率的な業務を行います。

(イ) 搬送手段

道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、

運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全、迅速、快適かつ能率的に運送します。

搬送能力が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等、利用可能なあらゆる搬送手段を利用します。

(3) 防疫

ア 基本的事項

衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、感染症及び食中毒を予防します。

イ 防疫体制

(ア) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置によりその発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

初動を重視して、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

ウ 感染症発生の状況に応じた防疫

恒常予防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第1期防疫	避難施設の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第2期防疫	避難施設に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編成、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第3期防疫	避難施設に感染症が集中的に発生した場合、強烈な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。 第1期防疫及び第2期防疫の処置を強化して行います。

(4) 医療の確保

ア 医療関係者への医療実施の要請等

(ア) 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し、場所、期間、その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者 (法第85条、 令第18条)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
----------------------------	--

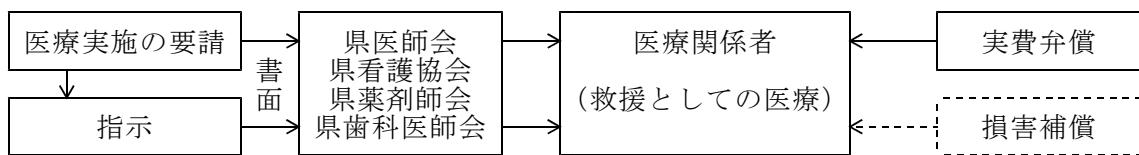
(イ) 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、医療関係者に対し書面により、医療を行うべきことを指示します。

(ウ) 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

イ 医療実施の要請の一般要領



ウ 指定（地方）公共機関の医療業務

医療機関である指定（地方）公共機関は医療業務を行うこととされています。また、指定地方（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行うものとします。

（5）健康管理

個人の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情把握を基礎として、各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

ア メンタルヘルスケア

知事（福祉保健部）は、ソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、避難住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施します。

イ 体力衛生、予防衛生、環境衛生

（6）廃棄物処理業の許可の特例

ア 廃棄物の収集等の発注

知事（生活環境部）は、特例地域（※1）においては、廃棄物処理法の規定（※2）にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法第124条第3項）

イ 特例基準に適合しない廃棄物の収集等への措置

知事（生活環境部）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。（法第124条第4項）

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法第124条第1項）

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法第124条第2項）

ウ 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

- (ア) 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行います。
- (イ) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行います。

4 施設

(1) 建物

ア 目的

知事（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

イ 建物の建設に関する計画

建設に当たっては、全県的な収容施設建設計画を作成します。

状況の変化に対応するように、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 建設する施設の種類

- (ア) 避難施設
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅

(2) 土地

ア 目的

知事（各部局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物などを、原則、占有者等の同意を得て、使用します。

イ 土地利用の計画

土地の利用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成します。この際、土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地利用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

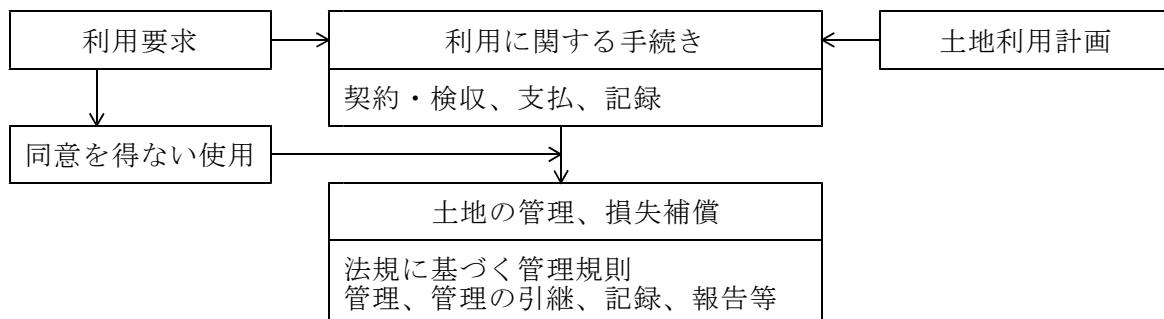
知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地等の管理者に対し土地等の使用について同意を求めます。

(イ) 同意を得ない土地等の使用

知事（各部局）は、土地等の管理者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地等を使用します。

(ウ) 立入検査

知事（各部局）は、土地等の使用のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に当該土地等の立入検査を行わせます。



(3) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

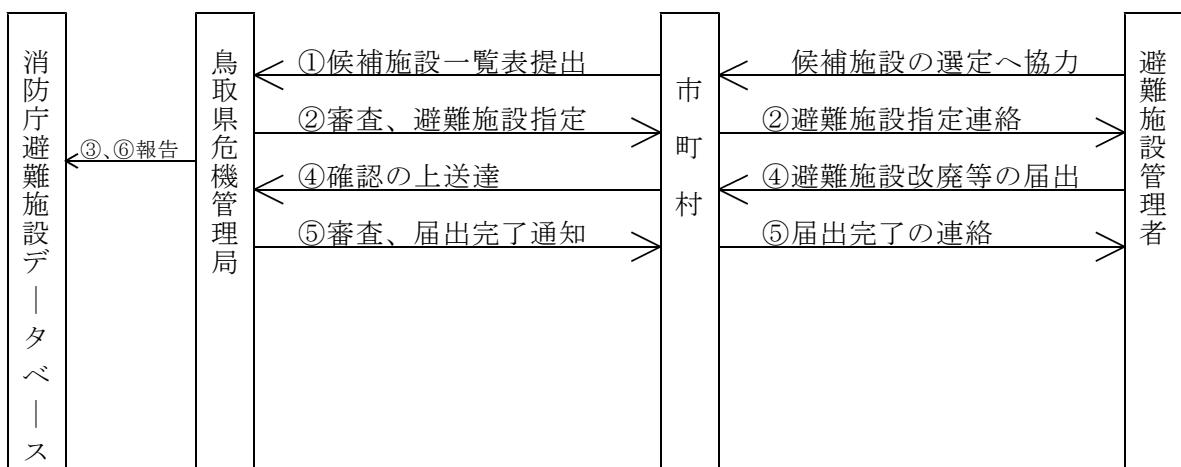
知事（危機管理局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て、避難施設を指定し、避難施設を確保します。

指定にあたっては、市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された避難施設を活用します。

イ 避難施設に備えるべき要件等

要 件	内 容
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） <p>周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地がある。</p> ② 洪水、高潮に対する安全性 <p>沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域</p> ③ 土砂災害に対する安全性 <p>傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所</p> ④ 建物の安全性 <p>避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えている。 (コンクリート造の建物を優先する。)</p> ⑤ 周辺の安全性 <p>避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がない。</p>
公共性 地域性	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設 <p>避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用する。</p> ② その他施設 <p>その他施設の活用に当たっては、自治会、学区等を単位とする。</p> ③ 地域性 <p>交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。</p>
生活必需品等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活必需品等の確保 <p>避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所</p> ② ライフラインの確保 <p>電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できる。</p> ③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること
衛生環境	<ul style="list-style-type: none"> ① 概ね居室3.3m²当たり2人の広さが確保できる。 ② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できる。 ③ 医療、助産が提供できる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① トイレ、入浴設備、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。

ウ 避難施設指定の手順



指定の要領	<p>① 知事（危機管理局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとします。</p> <p>② ①の候補地について、政令で定められた基準に基づき、審査を行い、管理者の同意を得た上で、避難施設として指定します。</p> <p>指定を行った場合は、当該施設を有する市町村及び施設管理者に対して通知します。</p> <p>③ 指定を行った施設について、消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、有事の際の情報の共有化に努めます。</p> <p>④ 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村長を通じて、知事（危機管理局）に届け出ます。</p> <p>⑤ 変更の届け出のあった避難施設について、審査を行い、適当であれば、その旨を当該施設の有する市町村長を通じて、施設管理者に通知します。</p> <p>⑥ 施設の重要な変更が行われた場合は、更新があった施設の情報を消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、市町村へ情報を提供します。</p> <p style="text-align: center;">消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設名称 ◎管理者の名称 ◎施設所在地（郵便番号、住所） ◎連絡先（電話番号／ファックス番号） ◎管理者の連絡先（電話番号／ファックス番号／電子メールアドレス） ◎施設の管理者の属性（公・私） ◎構造（コンクリート造、その他） ◎宿泊、炊き出し等に使用可能な部分の面積（屋内（m²）／屋外（m²）） ◎収容人員（屋内（人）／屋外（人）） ○保有設備等（トイレ、入浴設備（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など） ○災害対策の避難場所と指定の有無 ○備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">◎：必須項目、 ○：任意項目</div>
整備	住民が避難する施設の確保のため、市町村に対して、積極的な施設情報の提供を求めます。
点検	年に一度、避難施設の管理状況について、当該施設を有する市町村を通じ、施設管理者に対して、施設の管理状況について、報告を求めます。

エ 避難施設の管理

知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行います。

- (ア) 施設の廃止
- (イ) 用途の変更
- (ウ) 改築
- (エ) 重要な変更（避難住民等の受入、救援の用に供すべき部分の総面積の1/10以上の増減等）

オ 避難施設指定・改廃の通知

知事（危機管理局）は、避難施設を指定、変更した時は市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知します。

カ 避難施設の安全と運営方法の確保

- (ア) 避難施設の消防基準

知事（危機管理局）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めます。（法第89条）

- (イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を整備します。

（4）復旧等

ア 応急復旧（法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

- (ア) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県が管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

- (イ) 通信機器の応急の復旧

関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置、他の通信手段への切替等を講じます。

- (ウ) ライフライン施設の応急の復旧

県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急の復旧のための措置を講ずるとともに、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定（地方）公共機関の応急の復旧を支援します。

- (エ) 運送路、運送施設の応急の復旧

県が管理する道路、漁港施設、空港、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

県対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行います。

- (オ) 応急復旧の支援（法第140条）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

また、市町村長、指定（地方）公共機関から県に支援の求めがあった場合は、できる限り支援を行います。

イ 復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため実施する事業です。（法第141条）

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部局等は国民保護措置に要する財政需要の見込みを見積もり、総務部と協力して、財源の確保に努力します。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

(ア) 優先的に取り組むべき事項の順位の決定

(イ) 予算の重点配分、流用、予備費充当

(ウ) 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置

予算措置が必要な場合には予算編成を行い、県議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 出納及び物品購入

国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 支払い手続き等

緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置

ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他必要な措置

(ア) 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係

(イ) 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準第8関係

ウ 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

(4) 損失補償等

ア 損失補償

県は、知事が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。

(法第159条第1項)

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法第81条第2項
特定物資の保管命令	法第81条第3項
土地等の使用	法第82条
応急公用負担等	法第113条第3項（同条第1項に係る部分に限る。） 法第113条第5項（同条第1項に係る部分に限る。）において準用する災対法第64条第7項・第8項
車両その他の物件の破損	法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）

イ 医療関係者への弁償

県は、知事の医療実施の要請（法第85条第1項）、指示（同条第2項）により医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償します。（法第159条第2項）

(5) 損害補償

ア 協力者への損害補償

県は、知事、県職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第160条第1項）

協 力	協 力 要 請 の 根 抱 規 定
避難住民の誘導への協力	法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）
救援への協力	法第80条第1項
消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法第115条第1項
保健衛生の確保への協力	法第123条第1項

イ 医療関係者への損害補償

県は、知事の医療実施の要請（法第85条第1項）、指示（同条第2項）により医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第160条第2項）

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって市町村、指定（地方）公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんします。（当該市町村、指定（地方）公共機関の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法第29条第1項）

※2 指示＝知事の指示（法第67条第2項（法第69条第2項において準用する場合を含む。）、法第73条第2項（法第79条第2項において準用する場合を含む。）

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

県は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について県が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除く。）（法第164条）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(ア) 他の地方公共団体の長等の応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条）を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。（法第165条第1項）

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができます。（法第165条第2項）

(イ) 他の地方公共団体の長等を応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条）したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。（法第165条第1項）

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。（法第165条第2項）

ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法第14条）した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁します。（法第166条）

(ア) 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用

(イ) 他の市町村長が応援のために負担した費用

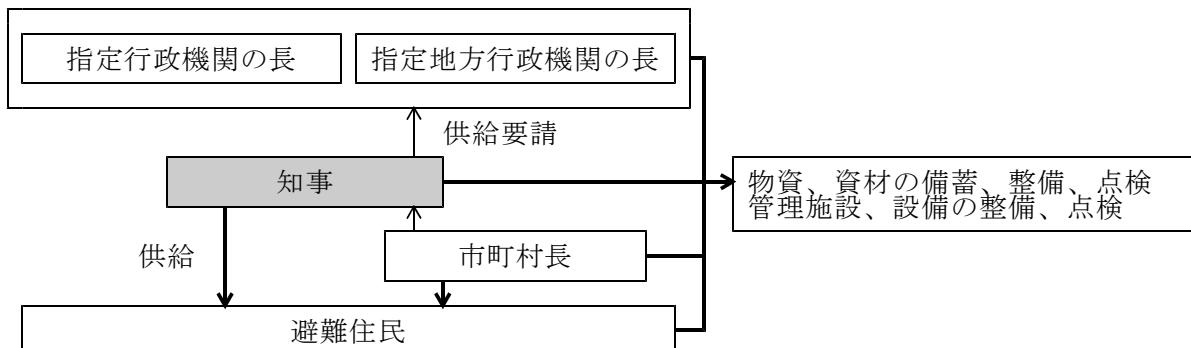
エ 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき（法第76条第1項）は、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁します。（法第167条第1項）

ただし、知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができます。（法第167条第2項）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄



ア 備蓄の基本的考え方

避難施設での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は知事（危機管理局、農林水産部）及び市町村の備蓄又は調達する食品等を支給するものとします。

運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。

また、事業所等や各家庭において、3日間の食品等を備蓄するよう啓発します。

イ 備蓄の要領

被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針を定め、備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、知事（危機管理局）が一元的に運用します。

不足する備蓄物資等については、国に供給を要請します。

防災における備蓄との整合性、国や他の都道府県との相互協力を図ります。

県 市町村（2 を除く）	<p>1 備蓄・調達を推進します。</p> <p>2 広域的な見地から市町村備蓄食品を補完し、滞在者等に対応するための食品についても備蓄を推進します。不足する場合は、パン、即席めん等について、あらじめ協力依頼している業界等からの調達及び他の都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッcker、レトルト食品や粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）も備蓄します。</p> <p>4 平素からN B C R攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。</p>
--------------------	---

ウ 国、市町村、その他関係機関との連携

(ア) 県は、国民保護措置に必要な物資及び資材について、国、市町村その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応します。

a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの

化学防護服、放射線測定装置等の資機材

b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

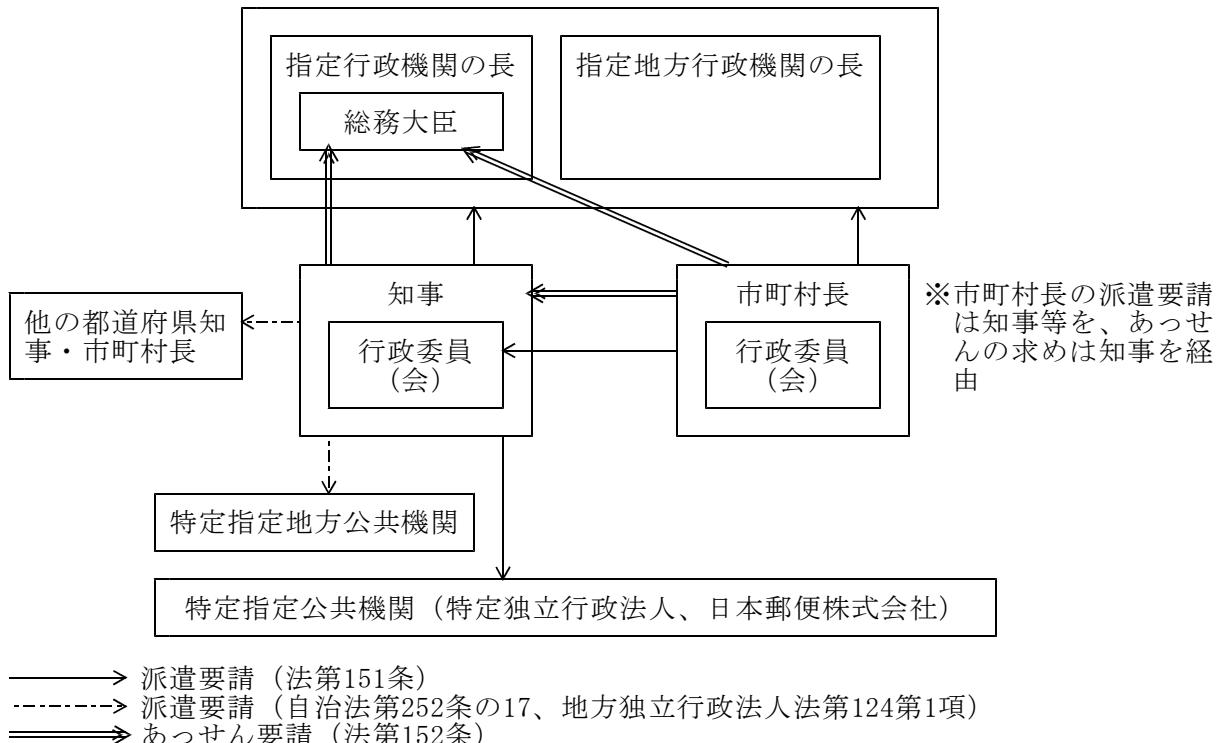
(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、衣類、食品、医薬品について、善意の救援物資が届けられることが予想されます。しかしながら、避難施設でのニーズとの相違、分配の労力及び手段について問題が生じることが予想されます。

このため、知事（商工労働部）は、市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備します。

7 人に関すること

(1) 職員の派遣とあっせん



ア 職員の動員

- (ア) 知事（総務部）は、職種別人員数を把握し、必要な技術者等の動員指示を行います。
- (イ) 事態の推移に応じ、計画に定める配備及び職員動員計画を超えて動員数を確保する必要がある場合に、各部局間の調整を行います。

イ 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の派遣（自治法第252条の17）

- a 市町村への職員の派遣（自治法第252の17）
 - 市町村等からの派遣要請により、必要な職員の派遣を行います。
- b 指定行政機関等への職員の派遣要請（法第151条、自治法第252の17）
 - 専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請します。
- c 派遣者の宿舎等の確保
- d 派遣要請に必要な文書

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 職員のあっせん

- a 総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求（法第152条）

派遣要請が不調な場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣についてあっせん要求します。
- b 市町村等からのあっせん要求への対応（法第152条）

市町村長等から求められた指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんに対し、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせん要求を行います。
- c 受入者の宿舎等の確保

受入者の宿舎等の確保については、関係機関と調整します。
- d あっせんに必要な文書

- | |
|--------------------------|
| 1 派遣のあっせんを求める理由 |
| 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 |
| 3 派遣を必要とする期間 |
| 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |

ウ 関係機関との相互派遣協定等の整備

エ 武力攻撃災害発生時の県職員の人的応援体制の確保

(2) 武力攻撃災害による死者の取扱い

ア 留意事項

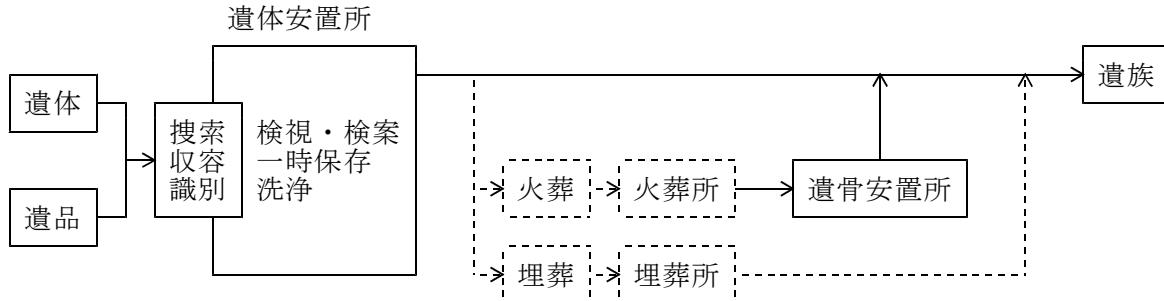
- (ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁重に行います。
- (イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。
- (ウ) 遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理を行います。
- (エ) 救出任務を与えられた人は、ひどい心理的後遺症に苦しむことがあるのでメンタルケアに努めます。

イ 業務

- (ア) 遺体の搜索、収容、識別、埋葬又は火葬
- (イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管
- (ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し
- (エ) 記録・報告すべき事項

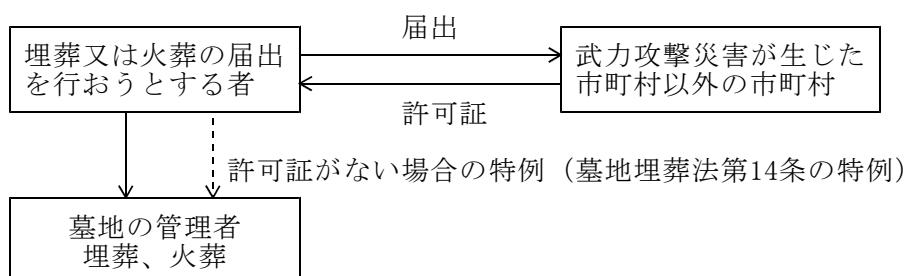
- | |
|----------------|
| 1 氏名 |
| 2 生年月日 |
| 3 男女の別 |
| 4 住所 |
| 5 国籍 |
| 6 その他識別するための情報 |
| 7 死亡の日時 |
| 8 死亡の場所及び状況 |
| 9 遺体等の所在 |

ウ 業務系統の一例



エ 埋葬、火葬の手続

大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、埋葬及び火葬の特例により手続きを行います。



8 国及び関係機関との連携

(1) 応援要請

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県、警察及び消防機関等へ応援を要請します。

(2) 国との連携

ア 国対策本部との連携

知事（危機管理局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要があるときは、国対策本部長に総合調整を要請します。このため、国対策本部と相互に緊密に連携し、必要な場合、県対策本部の会議に幹部自衛官等、国の職員などの出席を求めます。

イ 国現地対策本部との連携

知事（危機管理局）は、国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、国現地対策本部と密に連絡調整を行います。

また、国現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態合同対策協議会が開催されたときは、職員を出席させ、情報共有や連絡調整を行います。

ウ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、又は市町村から要請を行うよう求められ必要と認めたときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

エ 国対策本部長の総合調整等に対する対応

(ア) 国対策本部長の総合調整に対する対応

県は、国対策本部長の実施する総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

(イ) 内閣総理大臣の指示に対する対応

知事は、内閣総理大臣の指示がなされた場合、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

基本指針において内閣総理大臣が行うとされている指示

- ・避難の指示に関する指示
- ・都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に関する指示
- ・避難住民の誘導に関する措置に関する指示
- ・避難住民の運送に関する指示
- ・緊急物資の運送に関する指示
- ・救援に関する指示

(ウ) 内閣総理大臣等による代執行に対する対応

知事は、内閣総理大臣が事態に照らし緊急を要すると認める場合において、自ら措置を講じ又は関係大臣を指揮して講じさせたときは、可能な限り内閣総理大臣等による所要の措置の実施に協力します。

基本指針において内閣総理大臣が措置を講ずる又は講じさせるとされている場合

- ・知事が所要の国民保護措置を行うことができないとき
- ・国民の身体、生命若しくは財産の保護を図るために必要と認める場合で、知事に指示をするいとまがないと認めるとき

(3) 警察との連携

ア 警察との連携

県対策本部長は、警察に対し、県の区域に係る国民保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。(法第29条第10項)

イ 機動隊等の出動及び警察災害派遣隊の派遣要請

警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとします。

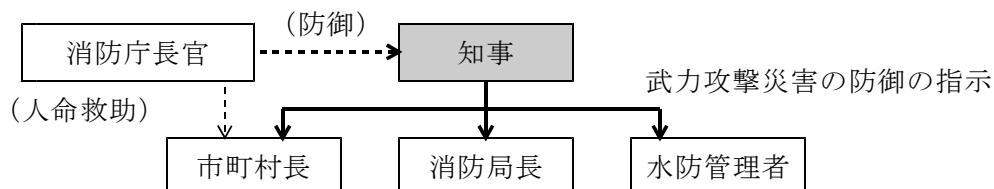
(4) 消防との連携

ア 消防庁長官の指示

消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について特に必要があると認められるときには、知事に対し必要な措置を指示することとなっています。(法第118条)

イ 知事の防御の指示

知事(危機管理局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、消火活動、救急、救助、被害の拡大防止及び予防等、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。(法第117条第1項)



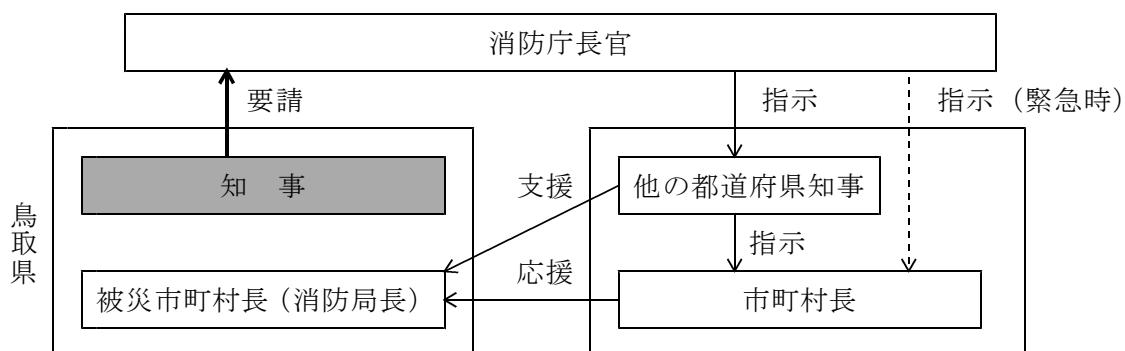
ウ 消防庁長官への応援要請

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防力のみをもってしてはこれに対処できない場合は、速やかに消防庁長官に法第119条第1項による応援を要請します。

消防庁対策本部設置時	電話番号 F A X	国対策本部が設置された時点での通知	
平 日 (9:30~17:45)	電話番号 F A X	03-5253-7551 03-5253-7543	総務省消防庁 国民保護運用室
上記以外	電話番号 F A X	03-5253-7777 03-5253-7553	総務省消防庁 宿直室

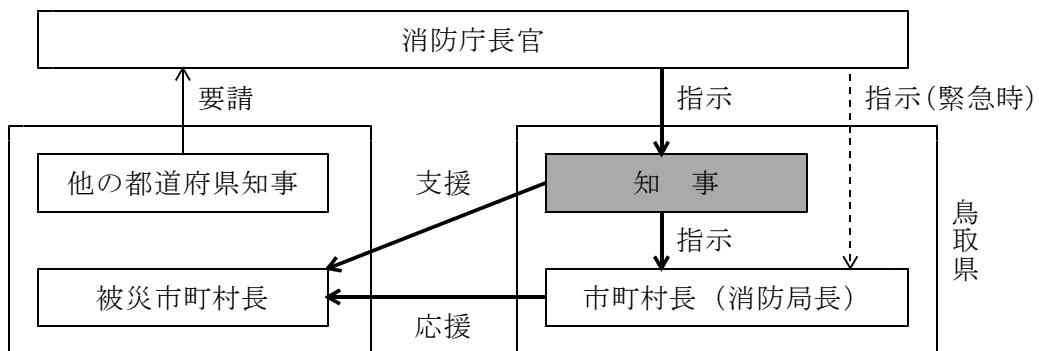
エ 緊急消防援助隊の受入れ

東部消防局長は、応援を受けた緊急消防援助隊の消防活動に関する指揮を行うものとします。



オ 他都道府県への消防の応援

知事（危機管理局）は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長（消防局長）に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。（法第119条第3項）



カ 出動する消防職員の安全確保

知事（危機管理局）は、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に關し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。（法第120条）

(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請

ア 連絡幹部の派遣

県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、その指定する職員を連絡幹部として県対策本部の会議に出席させるよう要請します。

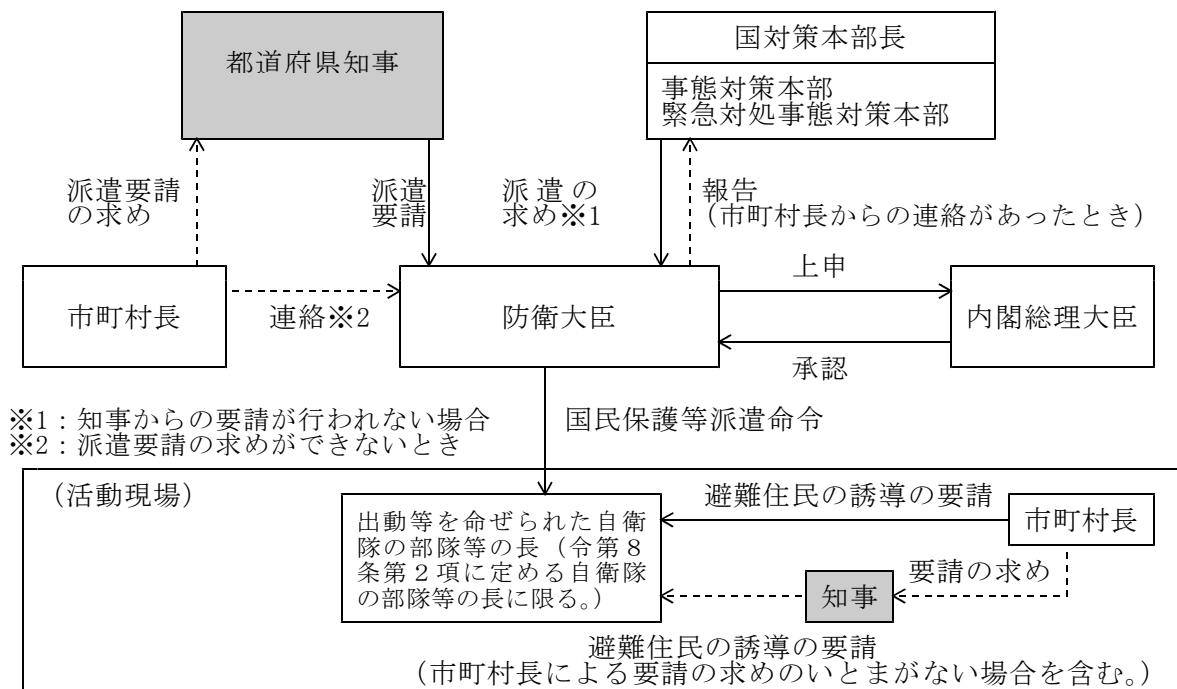
イ 国民保護等派遣の要請

知事（危機管理局）は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。要請に当たっては、原則として県対策本部会議に出席している自衛隊の職員を通じて、防衛省との緊密な連携調整を行います。

なお、武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。

ウ 国民保護等派遣の仕組み



エ 国民保護等派遣要請の手続等

要請者	知 事
要 請 手 續	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにした文書をもって要請します。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出します。
	知事へ、派遣要請の求めを行うものとします。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡するものとします。
文書で明ら かにすべき 事項	1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

オ 要請の窓口

防衛省に対する要請の窓口は、別途防衛省が作成する国民保護計画の定めるところによります。

力 派遣部隊の一般的活動内容

区分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、N B C R攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

キ 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(6) 他の都道府県知事等への応援要求等

ア 他の都道府県知事等への応援要求

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要あると認めるときは、法第12条の規定に基づき他の都道府県知事等に対して応援を求める。

武力攻撃災害は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事(危機管理局)は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携します。

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、独自では充分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは充分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

イ 他の都道府県知事等との連絡調整

知事(危機管理局)は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事等に対する要請準備と事前連絡を行います。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。

なお、知事(危機管理局・他各部局)は、他都道府県知事等から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を行います。

ウ 武力攻撃災害での相互応援

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、正当な理由(求めに応ずることが極めて困難な客観的事情)のある場合を除き、必要な応援を行います。

エ 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名称	相手先	締結年月日 (最新改定年月日)
1	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日 (平成24年3月1日)
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日 (平成24年3月1日)
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日 (平成24年5月18日)
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日 (平成28年9月12日)
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日

(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等

ア 指定（地方）公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

イ 応援

知事（各部局等）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援します。

ウ 応援の求め

知事（各部局等）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行います。

(8) 市町村への応援

知事（危機管理局、総務部）は、市町村長等から国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行います。（法第18条、法第144条）

(9) 相互応援協定の整備

知事（危機管理局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保します。

協定機関	協定の内容
国	人的、物的な応援
地方公共団体（県、市町村）	人的、物的な応援、備蓄の相互連携
指定（地方）公共機関 (日本赤十字社を含む) 事業者、公共的団体等	それぞれの業務に係る分野での応援 人的、物的（物資、資材の調達、供給）な応援

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

県民及び避難住民の人心の安定を図るために、県及び市町村に広報センターを設置し、総合的な生活情報の提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

(ア) 正確な情報を提供

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸するとのないよう迅速に対応します。

(イ) 行動指針の明示

住民の行動指針を示し、住民の安全の確保します。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 住民等への情報提供の手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、あんしんトリビーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）、モバイル版、携帯電話向けサイト）、

ツイッター、フェイスブック、ニアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。

また、県は、要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた方法により、情報が確実に伝わるよう、音声と文字を用い、多様な言語、分かりやすい表現や表記によって必要な情報を的確に伝達するよう努めます。

二 情報提供の体制と要領

県対策本部（広報班長）は、県対策本部直轄の広報センターを設置、運営します。この際、県内における国、市町村及びその他の関係機関の行う広報と連携します。

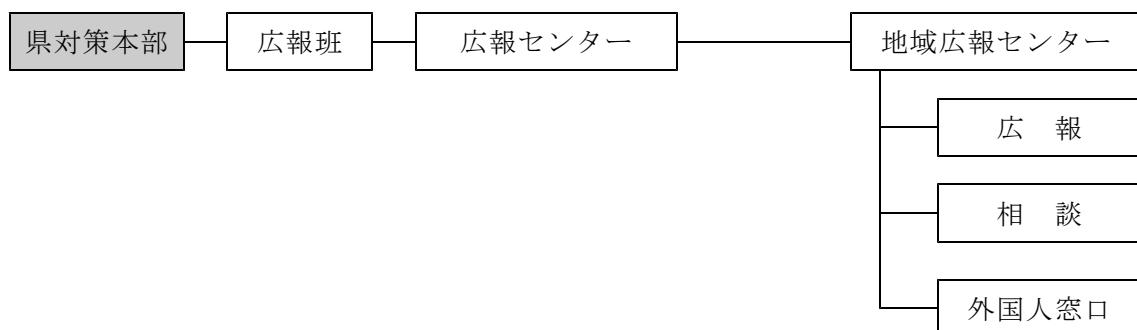
- (ア) 広報班長のもと、県内における広報を一元的に行います。
- (イ) 報道機関への発表場所は、県対策本部とは別の場所を確保します。また、必要に応じ、臨時の記者室も県対策本部及び発表場所とは別の場所に確保します。
- (ウ) 情報提供の方法は、できるだけ報道機関の要望に合わせます。
- (エ) 努めて次回発表時刻を予告し、厳守するとともに、広報発表の早期の定時化を図ります。
- (オ) 原則として広報班長が発表します。適時、事情に詳しい関係者、専門家等を発表の場に同席させ、説明します。

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが寄せられます。

これらに対応するため、各避難施設や主要な場所に相談窓口を開設し、広報センターにより一元的に対応します。この際、国、市町村及びその他の関係機関の行う広報との連携や、専門家による効果的な相談を行います。

(4) 実施体制



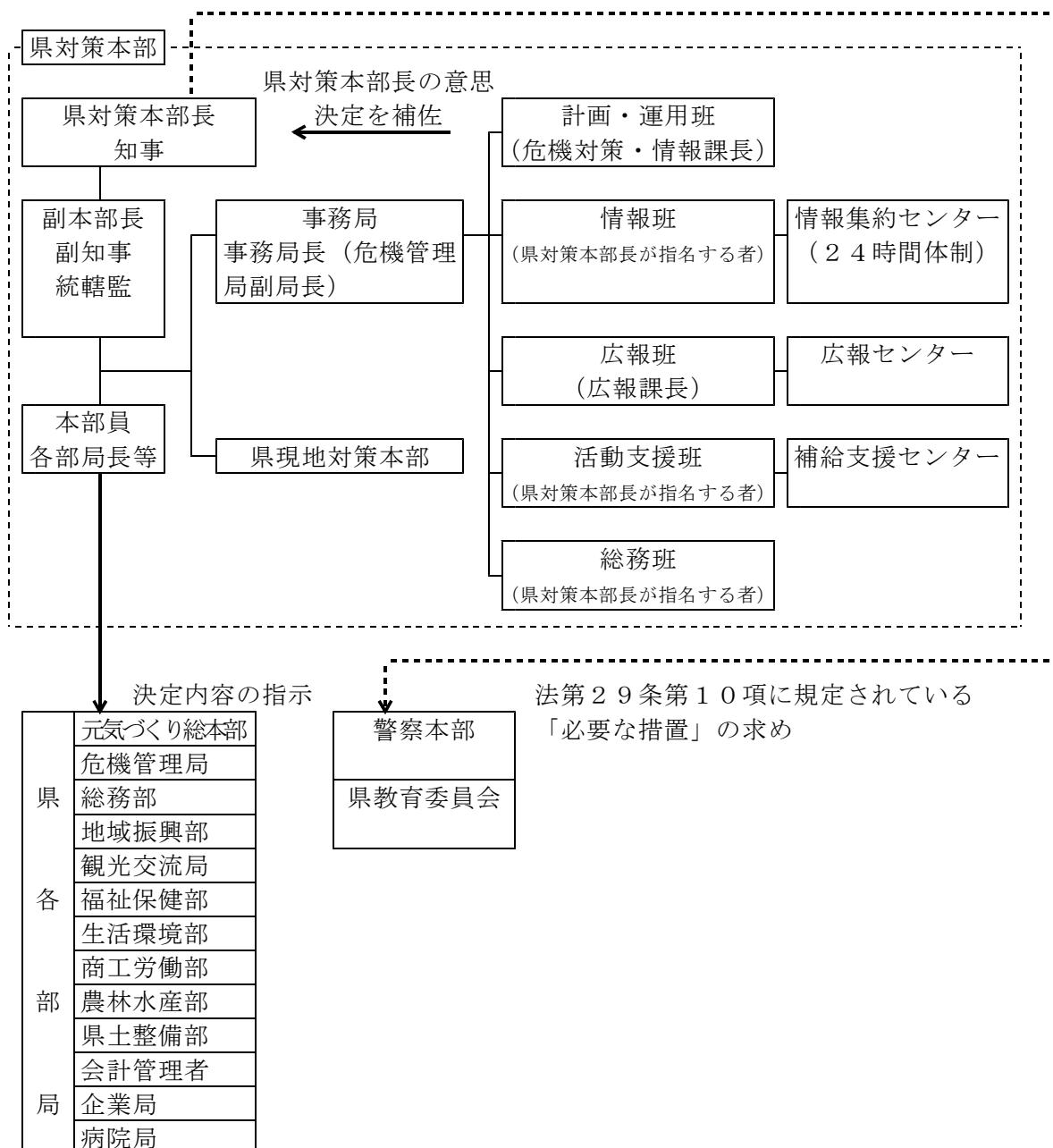
第5章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき県・市町村に指定された場合に、県対策本部・市町村対策本部等を速やかに設置するなど、県、市町村及びその他の関係機関がとる活動体制について定めます。
----	---

1 県対策本部等

(1) 組織

ア 組織図



イ 県対策本部長

- (ア) 県対策本部長は、知事です。
 (イ) 県対策本部長は、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。
 (ウ) 知事が不在等の非常時における、知事権限委譲順位は次のとおりです。

第1位	副知事
第2位	統轄監
第3位	危機管理局長
第4位	総務部長
第5位	元気づくり総本部長
第6位	地域振興部長
第7位	福祉保健部長
第8位	県土整備部長
第9位	農林水産部長

ウ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事、統轄監です。
 (イ) 副本部長は、県対策本部長を補佐します。
 (ウ) 副本部長の継承順位は、知事権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 本部員は、以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 副知事	<input type="checkbox"/> 商工労働部長
<input type="checkbox"/> 統轄監	<input type="checkbox"/> 農林水産部長
<input type="checkbox"/> 元気づくり総本部長	<input type="checkbox"/> 県土整備部長
<input type="checkbox"/> 危機管理局長	<input type="checkbox"/> 会計管理者
<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 企業局長
<input type="checkbox"/> 地域振興部長	<input type="checkbox"/> 病院事業管理者
<input type="checkbox"/> 観光交流局長	<input type="checkbox"/> 教育長
<input type="checkbox"/> 福祉保健部長	<input type="checkbox"/> 警察本部長
<input type="checkbox"/> 生活環境部長	<input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者

- (イ) 本部員は、県対策本部長の命を受け、県対策本部の事務に従事します。
 (ウ) 本部員が不在等の非常時においては、本部員の次級の先任者である県職員が代替職員となります。

オ 事務局

- (ア) 事務局は、危機管理局副局長を事務局長とし、危機管理局の職員及び各部局等からの応援職員により構成します。
 (イ) 事務局は、県対策本部の活動を補佐するもので、県対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局等を指示する権限はありません。
 (ウ) 事務局の各職員は、県対策本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、県対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。

班名	機能
共通	1 実施計画の作成 2 その他県対策本部長から命ぜられた事項
計画 ・運用班	1 県対策本部会議の開催 2 県対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画のとりまとめ 4 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報班	1 情報要求の決定及び情報収集、整理及び集約 (・被災情報　・避難や救援の実施状況　・安否情報 ・その他計画・運用班等から収集を依頼された情報) 2 情報の報告・通報 3 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録

班名	機能
広報班	1 県民への情報提供、報道機関との連絡調整などの広報 2 県民からの広聴、相談
活動支援班	1 県内の各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 3 指定（地方）行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請 4 指定（地方）公共機関への求め、指示等 5 補給、運送等の運用、調達に係る調整
総務班	1 通信の確保 2 消防防災ヘリコプターの運用 3 県対策本部の庶務業務

(2) 県対策本部の所掌事務

- ア 県対策本部長の意思決定の補佐
- イ 県対策本部長の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐
- ウ 地方公共団体の長以外の当該団体の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整

(3) 県対策本部の設置

ア 設置の基準

県対策本部の設置の指定を受けたとき。（法第27条）

必要と認める場合には、内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。

イ 廃止の基準

県対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき。（法第30条）

ウ 設置及び廃止の公表

(ア) 県対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公表するとともに県対策本部の標識を掲示します。

(イ) 県対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表します。

エ 県対策本部の設置の通知等

(ア) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通知先	方法	担当
国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課
県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課
市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課
各消防局	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	
指定地方行政機関 指定（地方）公共機関	電話、ファクシミリ	
自衛隊	電話、ファクシミリ（有線）	
近隣県（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	

(イ) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表します。必要により、県対策本部長は、記者会見等により自ら発表を行います。

才 本部員、本部職員の参集等

県対策本部長は、速やかに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

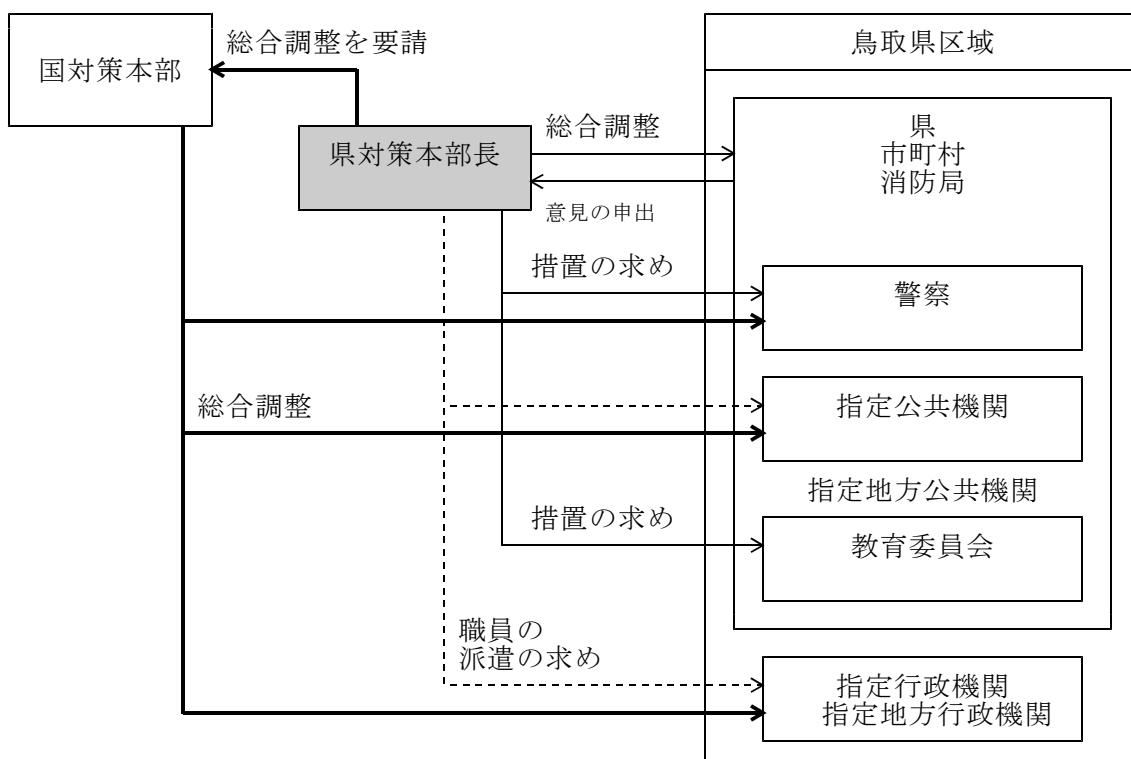
(4) 位置

通常、県対策本部は、県庁第二庁舎に設置します。

県庁第二庁舎が使用不能の場合は、県東部庁舎等に設置するものとします。

なお、東部地区が要避難地域の場合などでは、西部総合事務所、中部総合事務所あるいはその他県有地などに設置します。

(5) 県対策本部長の権限



総合調整 (法第29条第1項)	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 ※ 国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村及び指定（地方）公共機関の自主性及び自立性に配慮します。
職員派遣の求め (法第28条、第29条第3項)	必要があると認めるときは、国の職員その他県職員以外の者を県対策本部会議に出席させます。 指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求めます。
総合調整の要請 (法第29条第4項・第6項)	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。 市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行います。（法第29条第6項）

情報の提供の求め (法第29条第8項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め (法第29条第9項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告、資料の提出を求めます。
措置の求め (法第29条第10項)	警察、教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。 ※ この場合、県対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(6) 県現地対策本部

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定（地方）公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置します。

ア 組織

県現地対策本部に、県現地対策本部長、県現地対策副本部長、県現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

管轄地域	県現地対策本部長	県現地対策副本部長
鳥取県東部地区	東部振興監	県対策本部長が指名するもの
鳥取県中部地区	中部総合事務所長	
鳥取県西部地区	西部総合事務所長	
県対策本部長の特命する地域	県対策本部長が指名するもの	

(ア) 県現地対策本部長

県現地対策本部長は、県現地対策本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督します。

(イ) 県現地対策副本部長

a 県現地対策副本部長は、県対策本部の本部員、その他の職員の中から本部長が指名します。

b 県現地対策副本部長は、県現地対策本部長を補佐し、県現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

県現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は県現地対策本部長が定めます。

ウ 位置

県現地対策本部は特別の場合を除き、当該地区を所管する県総合事務所内（東部地区は県東部庁舎又は県八頭庁舎）に設置します。

エ 県現地対策本部の設置及び廃止の公表

県現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 役割

県現地対策本部長は、県対策本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

県現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の市町村、消防機関等が被災情報を把握できないと認めるときは、情報収集班を組織し、被災地域の市町村役場及び被災地域の情報を直接収集・分析し、県対策本部に報告します。

情報収集に当たっては、県対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します。

- 1 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- 2 市町村及びその他の関係機関との連絡調整に関すること
- 3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- 4 自衛隊の国民保護等派遣に係る意見具申に関すること
- 5 県対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること
- 6 各種相談業務の実施に関すること
- 7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(7) 予備対策本部

県対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて県対策本部の機能をバックアップするもので、県対策本部の指示に基づき、東部振興監又は県総合事務所長が開設し、県対策本部長の指揮の中止がないように準備するものです。

(8) 県対策本部の運営及び警戒

ア 県対策本部の運営

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように勤務し、施設等の運営の要領を適切に定めます。

長期にわたる円滑な勤務が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制への移行を円滑に実施します。

イ 国現地対策本部との連携

国現地対策本部が設置された場合、県対策本部は国現地対策本部との連携を密にして、円滑な国民保護措置の推進を図ります。

ウ 県対策本部の警戒

知事（危機管理局）は全般の状況、特に事態の状況を考慮して本部警戒計画を作成します。

県対策本部への出入りについては、確認を行い、事前に許可登録を受けた県対策本部要員に限ります。

警戒に当たっては、警察あるいは自衛隊と密接に連携します。

(9) 県対策本部の移転

県対策本部及び県現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、県対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 県対策本部の予定位置

国民保護措置全般の状況の推移に即応し、各実施部及び関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

イ 移転の手続

危機管理局長は、事態の進展に伴い、県対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、県対策本部長の承認を受けます。

県対策本部の細部位置については、関係部局と調整して計画、決定します。

位置の選定にあたっては、県対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

ウ 移転に伴う通信等

県対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、情報班は、移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な通信施設を残置し、国及び関係機関との通信を確保します。

また、県対策本部長の移動間の通信を確保します。

工 先行班

先行班は、事務局及び各実施部の代表者で編成します。

県対策本部の移転先の細部位置が決定したならば、必要な準備を行うために、要員を先行させて、通信手段その他必要な準備を行います。

移転に際しては、新たに開設される県対策本部の細部位置が決定したならば、必要な準備を実施するため、あらかじめ計画した先行班を派遣します。

オ 移転の要領

県対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

県対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

カ 移転に伴う調整と報告

県対策本部の移転に際しては、県対策本部の活動を継続的に確保するため、国及び関係機関と密接に調整し、新位置等については、国対策本部及び関係機関等に通報します。

報告・通報先は、県対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 県対策本部の移転先 2 移転の時期 3 移転の経路 4 連絡方法 5 その他
	県対策本部長の移転先への到着	

(10) 現地調整所

知事及び市町村長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや県対策本部との情報共有を円滑に行うため、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。

2 職員等の活動体制

(1) 県職員の配備体制基準

基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容
レベル1 (平時) (Green)	県庁各部局又は防災当直	1 24時間にわたって常時情報収集。	1 県庁としての準備は行わないが、各職員は所在位置を明確にするなど、不測事態に備えます。
レベル2 注意体制 (Blue)	情報連絡室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体制（I）に対する準備を行います。
レベル3 警戒体制 (I) (Yellow)	緊急対応チームの設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、危機管理局長が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	1 関係各部においては、国民保護業務に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体制（II）に対する準備を行います。
レベル4 警戒体制 (II) (Orange)	危機管理委員会の設置	1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	各部は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部局長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
レベル5 非常体制 (Red)	危機管理対策本部の設置	1 県内で警報が発令されたとき。 2 県対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	緊急事態行政組織に移行します。県関係の全職員をもって国民保護措置に従事します。
	県対策本部の設置	1 国から県対策本部設置の指定を受けたとき。	

(注) 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用します。
2 警察本部の配備体制は、警察本部長の定めるところによります。

(2) 県職員の動員計画

ア 関係機関における国民保護要員の動員

武力攻撃災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の対策実施責任者は、それぞれ平素から武力攻撃事態等における動員体制を確立します。

イ 県における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、各部（局）は前述の配備体制にしたがって、職員動員計画により動員を行います。

ただし、各部（局）長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

(イ) 各課（室）長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

ウ 防災連絡責任者

(ア) 各主管課の防災連絡責任者は、被害情報について、各課（室）防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに伝達あるいは収集報告に当たります。

(イ) 各課（室）防災連絡責任者

各課（室）防災連絡責任者は、主管課防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、被災情報等について把握、連絡等を図ります。

(ウ) 防災連絡責任者の報告

各部局の主管課は、地方機関を含めた部局内の防災連絡責任者をとりまとめ、各年度当初に危機対策・情報課長に報告します。なお、変更があった場合は、そのつど報告します。

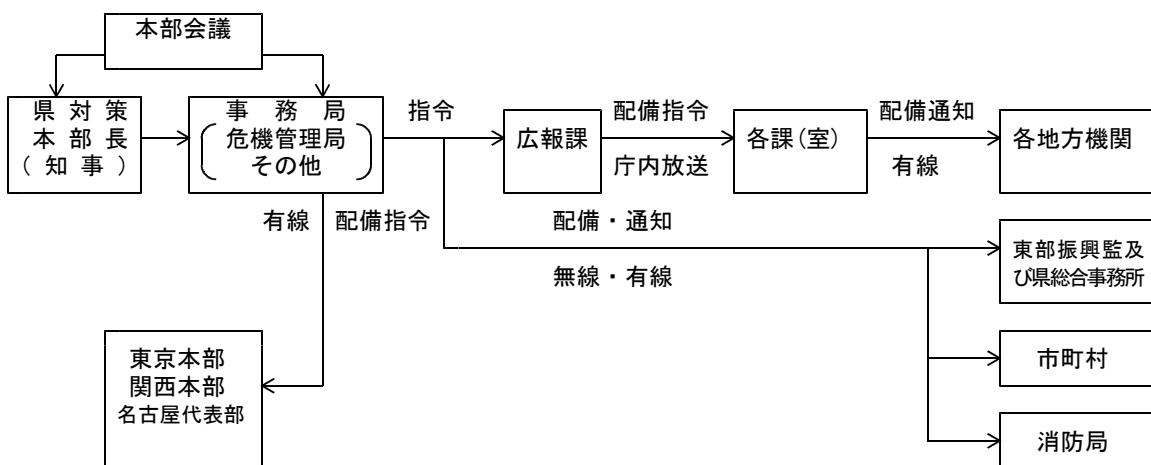
エ 地方機関の動員体制

地方機関における動員体制は、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に定めます。

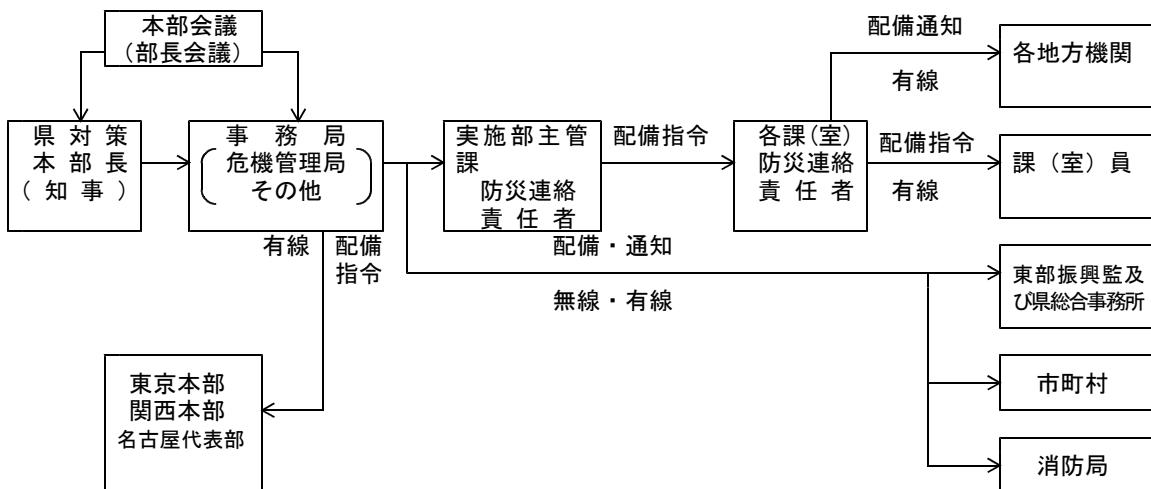
オ 動員配備のための連絡体制の確保

県における職員の動員配備は、次の系統で伝達し、動員配備します。各課（室）においては、防災連絡責任者においてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画します。

【勤務時間内】



【勤務時間外】



カ 情報連絡室の設置（注意体制、レベル2）

県（危機管理局）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入手した場合は、情報連絡室を設置し、情報集約体制を強化します。

区分	内 容
構 成	当直職員、防災連絡員、その他危機管理局長が必要と認める職員
業 務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理局職員等に対する災害情報等の連絡 4 上記のほか特に危機管理局長が指示する業務

キ 警戒体制及び非常体制（レベル3以降）

(ア) 参集

夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生した場合、県庁各部局の職員は国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき、自発的に参集します。

(イ) 参集の遅延

参集場所に参集できない場合は、最寄りの地方機関等に参集の上、その旨を所属長に報告します。

心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。この場合、医師その他参集できなかった事由を証明することができる者の証明書を提出します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
危機管理局	県対策本部	県対策本部の開設 県対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で県対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各部局	部局の応急対策業務
地方機関勤務者	当該職員が勤務する地方機関	地方機関の応急対策業務

(注) 参集場所等を別に定めている部局を除きます。

ケ 職員の待機

職員は常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し又は発生するおそれがあるときは、課（室）防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。

ケ 特殊標章等の携帯

国民保護法に基づき、文民保護の国際的標章を使用し、身分証明書を携行します。

3 市町村の対策本部等

(1) 市町村の対策本部

ア 設置の基準

市町村長は、国対策本部から市町村対策本部設置の指定を受けたときは、市町村対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、指定がなく市町村対策本部を設置する必要があるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に指定を要請するものとします。

イ 設置前の措置

市町村対策本部が設置される前又は設置されない場合における国民保護措置の実施は、市町村対策本部が設置された場合に準じて処理するものとします。

ウ 組織等の整備

市町村は、市町村対策本部に関する組織を整備し、市町村対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めるものとします。

エ 設置及び廃止

市町村は、市町村対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防局等の関係機関に通報するよう努めるものとします。

オ 情報連絡体制

市町村は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、当直等の強化など情報連絡体制を確保するよう努めるものとします。

(2) 関係機関

指定（地方）公共機関は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及び服務基準を定めるものとします。

(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携

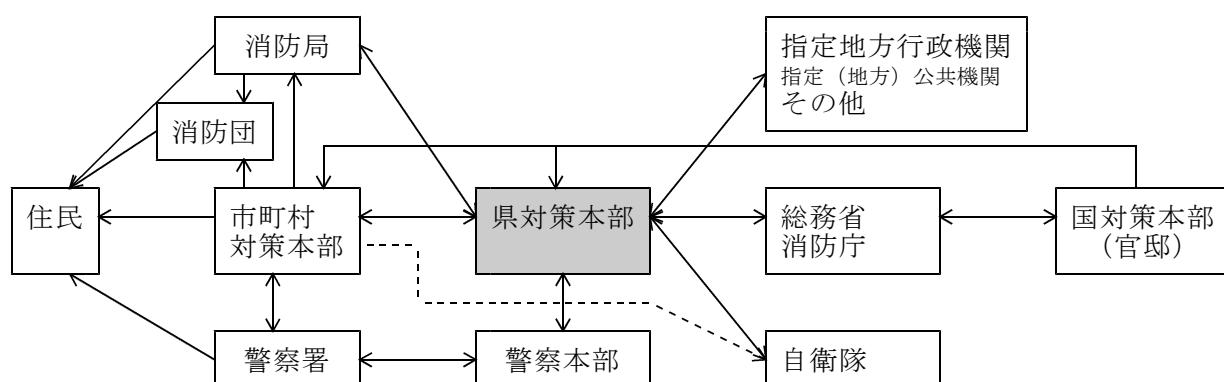
県対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

4 県緊急対策本部

県緊急対策本部については、「1 県対策本部等」に準じます。この際、「県対策本部」を「県緊急対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図



(2) 通信運用

県対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括します。

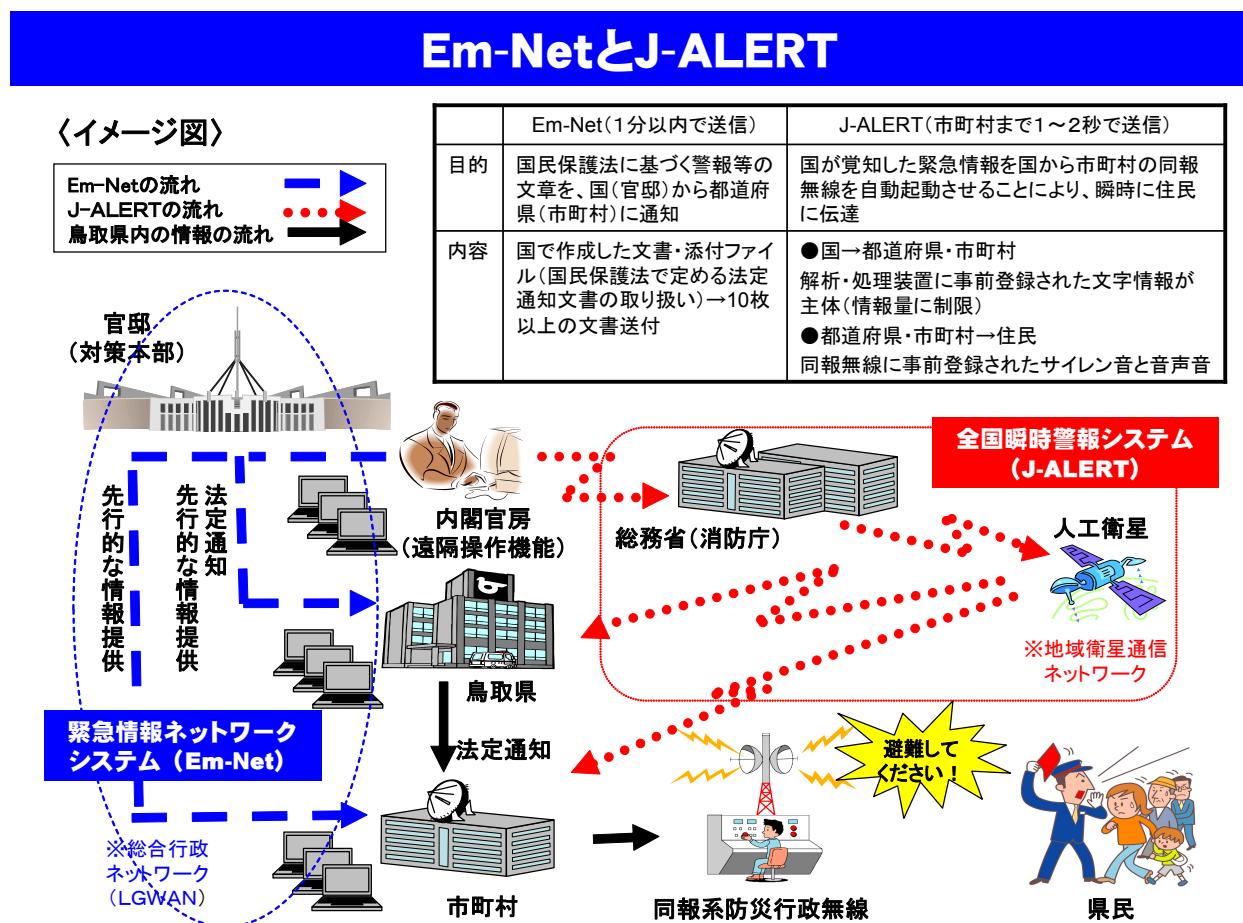
部局長等は、県対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

国（消防庁）と危機管理局との間においては、消防防災無線又は地域衛星通信ネットワーク回線、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、国対策本部（官邸）と県及び市町村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）や全国瞬時警報システム（J – A L E R T）による情報の伝達を行います。危機管理局は他の各部局、県東部庁舎・八頭庁舎及び各県総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。



(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構 成	維持、運営
鳥取県 防災行政無線	県庁・県総合事務所を中心局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 国対策本部 (内閣官房)	総合行政ネットワーク（LGWAN）又はインターネット回線を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	内閣官房が維持、運営を行っています。
全国瞬時警報システム (J-ALERT) (内閣官房、消防庁)	地域衛星通信ネットワークを利用し、国(内閣官房・消防庁)から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。	内閣官房、消防庁が維持、運営を行っています。
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

(4) 通常時の情報伝達手段

知事（危機管理局）は、防災行政無線を使用して以下のとおり情報の送受信ができます。

通信手段	送受信先	情報送信	情報受信
鳥取県 防災行政無線	県東部庁舎・県八頭 庁舎及び各県総合事 務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	電話 ファクシミリ ファクシミリー一斉 音声一斉	電話 ファクシミリ
	県地方機関 防災関係機関	電話 音声一斉	
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリー一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信 ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む）	電話 ファクシミリ 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
	東京本部	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用

（ア）非常通話及び非常電報

通話、通信内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報については、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。 ① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報 ② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項 ③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項 ④ 輪送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他運送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項
---------	---

通話、通信内容	<p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦ 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項</p> <p>⑧ 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの</p>
非常通話及び非常電報の取扱い	<p>① 非常通話 あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② 非常電報 発信するときは「非常」と朱書するものとします。</p>

イ 他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 警察事務設備 <input type="checkbox"/> 消防事務設備 <input type="checkbox"/> 水防事務設備 <input type="checkbox"/> 航空保安事務設備 <input type="checkbox"/> 海上保安部事務設備 <input type="checkbox"/> 気象業務設備 <input type="checkbox"/> 鉄道事業設備 <input type="checkbox"/> 軌道事業設備 <input type="checkbox"/> 電気事業設備 <input type="checkbox"/> 鉱業設備 <input type="checkbox"/> 自衛隊設備 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> 山陰放送 <input type="checkbox"/> 日本海テレビ <input type="checkbox"/> 山陰中央テレビ <input type="checkbox"/> エフエム山陰 <input type="checkbox"/> CATV事業者 	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限る。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。

県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与（無償）を受けます。

なお、総務省（中国総合通信局）が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。

種類	数量
移動通信機器（簡易無線機等）	約1,500台

※衛星携帯電話、MCA用無線局、簡易無線局

※詳細は、<http://www.soumu.go.jp/soushu/chugoku/bousai/01-1.html> を参照

第6章 その他

1 県民、事業所等の協力等

武力攻撃災害、緊急対処事態における災害発生の場合（発生のおそれがある場合を含みます。）は、その防除、軽減のために、県は、国、市町村及びその他の関係機関と連携して事前に定められた国民保護措置を実施していくこととしていますが、的確かつ迅速な国民保護措置の実施のためには、県民の理解と協力が不可欠です。

県民、自主防災組織、事業所等は、国民保護制度を理解し、平素の備えから避難、避難先での生活までの各場面で、それぞれの立場で活動を行うとともに、国及び関係機関との連携を保ちながら、的確かつ迅速な行動をとることが必要です。

ここでは、平素からの備えや避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 県民の協力

県民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。県民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。

要 請 内 容	要請者	備考
避難に関する訓練への参加 ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	知事、市町村長	
避難住民の誘導の援助（復帰の誘導を含む） ・市町村職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・要配慮者の避難を援助してもらうこと	避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	損害補償
救援の援助 ・二次災害の発生の可能性がある場所における被災者の搜索、救出等の援助については、要請しない。	知事、県職員（救援を委任したときは市町村長、市町村職員）	損害補償
消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	市町村長、消防吏員、市町村職員、知事、県職員、警察官等	損害補償
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助 ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施（感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付） ・被災者の健康維持活動の実施（栄養指導等の保健指導のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付、健康食品等の保健資材の配付）等	知事、県職員、市町村長、市町村職員	損害補償

(2) 公共的団体の取組

県の国民保護措置の協力に努めます。

(3) 県民に期待する取組

平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合います。 5 役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めます。 6 要配慮者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム（※）を準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも遅らせようとする措置です。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	<ol style="list-style-type: none"> 1 速やかな避難行動を取ります。 <ol style="list-style-type: none"> ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 隣近所に知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い物はしません。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 市町村の誘導に従い、自主的な判断による勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組

平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護について防災と有機的に関連させた普及啓発活動を行います。 6 地域内の要配慮者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弹道ミサイル落下に係る情報伝達時	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組

平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合います。 6 役割分担、避難や連絡方法、来客等の誘導方法などをあらかじめ決めて、周知します。 7 要配慮者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 8 業務継続計画（B C P）を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまるなどを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手し、来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。 6 要配慮者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては、県民の自発的協力が不可欠です。

このため、県は市町村と連携して国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。

特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があります、そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。

(1) 住民への啓発

- ア 国民保護法の普及啓発
- イ 国際人道法の普及啓発
- ウ 国及び関係機関と県との役割の認識及び普及啓発
- エ 避難施設、集合施設の周知
- オ 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及
- カ 警報、緊急通報等の啓発

(2) 自主防災組織への支援

県は、市町村が行う自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

整備	<p>1 市町村は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日々の組織活性化に努めるものとします。</p> <p>また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、県民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとします。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、町内会等を基盤として自主防災組織を確立します。また、市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るよう努めるものとします。</p>
編成	<p>1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 <p>2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
活動内容	<p>1 防災に関する知識の習得、向上</p> <p>2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）</p> <p>3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報</p> <p>4 地域における情報収集・伝達体制の確認</p> <p>5 避難施設・臨時医療施設の確認</p> <p>6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施</p>

(3) ボランティアへの支援

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

また、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについては、事前に登録します。

医療救護	<p>被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。</p> <p>災害時には、日本赤十字社等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア体制の整備を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動内容 救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施 2 ボランティアの構成員 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者 3 期待する業務内容 	
	県	<p>① 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。</p> <p>② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。</p>
	医師会	<p>① 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。</p> <p>② 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。</p>
	日本赤十字社県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。
生活支援	<p>災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが地域や時間の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターや組織化を行います。</p>	

(4) 啓発の手段

- ア 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- イ 国民保護フォーラム等の実施
- ウ 小冊子、パンフレットの作成と配布
- エ 説明会の開催
- オ ホームページなどによる情報の提供

3 国民保護訓練等

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護計画などの検証と修正
- イ 住民への啓発
- ウ 警報等の各種情報の確実な伝達体制の確立
- エ 県の住民保護に関する責務の完遂

(2) 訓練の実施

訓練課目と訓練基準に基づき、段階的かつ計画的に訓練を実施します。

実施に当たっては、訓練の成果を収め、その目的を達成するため、適切な訓練の管理を行います。

このため、能力の的確な把握に基づいて、適切な計画を作成し、綿密な準備を行い、訓練環境を整備して効率的に実施するとともに、訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。

訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 住民の自発的参加（協力）
- イ 防災訓練と有機的連携を図ります。
- ウ 住民の自発的参加にあたっては、ボランティア保険の加入について配慮します。
- エ 警察本部は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限します。

(4) 各機関の実施すべき訓練

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	<p>警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関が国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施します。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定（地方）行政機関 ⑦ 指定（地方）公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 県対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） <p>3 訓練実施方法</p> <p>図上訓練、実動訓練</p>

区分	機関	内 容
市町村の訓練	市町村	<p>警報発令時等において、市町村が行う避難住民の誘導が迅速かつ的確に行われるよう訓練するものとします。</p> <p>このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定め、平素からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力をかん養するものとします。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村 ② 地域住民（自主的参加） ③ 県 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 警察 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 市町村対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練 ⑤ 避難行動要支援者の避難訓練
警察訓練	警察	<p>警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施します。</p> <p>1 訓練種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員召集訓練 ③ 対策本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 <p>3 実施回数等</p> <p>前記1の訓練については、隨時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。</p>
消防訓練	各消防局	<p>警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行います。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防団 ② その他関係機関 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常召集命令伝達訓練 ② 参集訓練 ③ 初動措置訓練 ④ 情報収集訓練 ⑤ 本部等運営訓練 ⑥ 通信運用訓練 ⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧ 消防団との連携訓練 ⑨ 各種計画等の検証 <p>3 実施回数等</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>

区分	内 容
医療	<p>警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の収集・伝達訓練 ② 救護班等の編成 ③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④ 入院患者搬送訓練 ⑤ その他必要な訓練
その他	<p>警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を関係機関と連携し実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の収集伝達訓練 ② 通信訓練 県は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。 ③ 応急対策 ④ 避難及び救護 県は、関係機関参加の下、それぞれの計画に基づく避難の円滑な遂行を図るため、住民避難訓練を実施します。 訓練の実施にあたっては、避難施設・避難経路の確認、避難施設開設、警報伝達、避難住民の誘導等の訓練を実施します。 ⑤ 本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃（予測）事態及び緊急対処事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収集・分析等本部の運営を訓練します。 (県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部) ⑥ 機能別訓練 県は、地上部隊による着上陸侵攻及びN B C R 災害に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関参加の下、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練を実施します。 ⑦ 個人防護訓練 個人毎のN B C R 災害などに対する防護訓練を行います。 ⑧ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。

(5) 職員の教育

ア 職員の育成及び配置

知事（危機管理局、総務部）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 一般職員への教育

知事（危機管理局）は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に努めます。

- a 国民保護フォーラム等行事への職員の参加
- b 国、県の行う研修会、説明会への職員の出席

4 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 所有者等への命令又は勧告の告知

県教育委員会は、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知します。

イ 文化庁長官への連絡

県教育委員会は、命令又は勧告を受けた重要文化財等の所有者から、文化庁長官に対する必要な措置に係る支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡します。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、国宝・特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の実施の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を実施します。

ア 被害防止措置の実施及び国宝等の管理を実施する責任者の決定（県教育委員会の職員のうちから）

イ 責任者は、被害防止措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

このため、知事（危機管理局、福祉保健部）及び警察は、国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び県の要綱に従って特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事（危機 管理局） 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員
		知事（危機 管理局）	(許可) 指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号 (青色のせん光灯) 身分証明書	知事（福 祉 保健部）	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法第157条）

(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

 (この証明書を発給する 機関の名前と記載 するための記号) 身分証明書 軍の 民衆 聲員以外の 業務の 民衆 聲員用 氏名..... 生年月日(又は年齢)..... 識別のための番号がある場合にはその番号..... この証明書の所持者は、次の資格において、「千九 百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千 九百四十九年八月十二日のジュネーヴ附則の認 可する事項中の職能者と同様する追加議定 書(施設者)によって見認される。」 発給年月日..... 証明書番号..... 発給当局の署名 有効期間の満了日..... 	身長 眼の色 頭髪の色 その他の特徴又は情報 所持者の写真 印章 所持者の署名若しくは署 印又はその双方
--	---

(第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型)

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は上記のとおり。）。

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等医療に従事する要員や医療のために使用される場所など。

(オ) 交付及び管理

a 知事（福祉保健部）は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させます。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含みます。)

b 知事（福祉保健部）は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

ウ 特殊標章等（法第158条）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



(オレンジ色地に青の正三角形)

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は上記のとおり。）。

  <small>(この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白)</small> 身分証明書 <small>文民保護の要員用</small> 氏名..... 生年月日(又は年齢)..... <small>識別のための番号がある場合にはその番号.....</small> <small>この証明書の所持者は、次の資格において、「千九 百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千 九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の個 別の武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定 書(締定書)」によって保護される。</small> 発給年月日.....証明書番号..... <small>発給当局の署名</small> 有効期間の満了日..... 	身長 眼の色 額髪の色 その他の特徴又は情報 武器..... <div style="text-align: center;">所持者の写真</div> 印章 <small>所持者の署名若しくは捺 印又はその双方</small>
--	--

(第一追加議定書付属書Iに規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型)

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機など。

(エ) 交付及び管理

- a 知事（危機管理局）又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準
・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

① 知事（危機管理局）

- ・国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 警察本部長

- ・国民保護措置に係る職務を行う警察の職員
- ・警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- b 知事（危機管理局）は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可します。

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、国際人道法に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

